

World Navi

ワールドナビ Vol. 24
2017 AUTUMN

緊急特集号

戦後最大の国難を 乗り越えるに資する米田論文

産経新聞社 論説副委員長 榊原 智

米田
3論文

今よみがえる

産経新聞社発行の雑誌「正論」

2004年7月号 '05年2月号 '05年4月号より転載

「北朝鮮が保有・開発する弾道ミサイル」(平成29年版防衛白書)掲載

アメリカが北朝鮮を見逃せば
日本は主体的抑止力(敵地攻撃力)
保有しか道はない

公益社団法人 国際経済交流協会 会長
米田 建三

極東アジアの経済情勢
不安定な極東情勢において
日本経済に光明はあるのか

ジャーナリスト
木下 尚哉

コラム 深層回流 防衛省OB 秋月 耀

社団レポート

直言 公益社団法人 国際経済交流協会 代表理事 鈴木 丈真



戦後最大の国難を 乗り越えるに資する米田論文

産経新聞社論説副委員長 榊原智

北朝鮮危機が「戦後最大の国難」であるという自覚が、わが国には必要だ。まっとうな危機感なくして、適切な対応をとれようはずもない。

多くの国民が漠然とした不安を抱えて過ごしているが、事態はおそらく、国民が感じている以上に深刻だ。

第2次核危機といわれる今回の事態が、どのように展開していくのかは予断を許さない。日本の政治は国民を守るため、最悪の事態に急ぎ備えなければならぬし、それには国民世論の後押しが欠かせない。

本誌が掲載する、米田建三元内閣府副大臣の安全保障に関する3つの論文（以下、米田論文）は、その回答になり得るものだ。いずれも、10年ほど前に月刊の言論誌『正論』（産経新聞社発行）に掲載されたものだが、危機が進行中の今こそ、多くの人々に読まれるべき内容が詰まっている。

1994年（平成6年）の北朝鮮第1次核危機では、米朝開戦が取りざたされる中、米国のカーター元大統領が訪朝して妥協が成立した。北朝鮮の金日成主席と会谈し、北の核開発の凍結や査察受け入れで合意したのだ。

しかし、この時の妥協は、本当の平和をもたらさず、現在の一層深刻な危機を招いてしまった。

北朝鮮は20年以上にわたって核兵器・弾道ミサイル戦力の強化を進めた。日本や中国、韓国を攻撃する能力を得たのはもちろん、米本土に対する核攻撃能力を持つのが時間の問題となった。

トランプ米大統領をはじめ、米政府・軍が怒りの声をあげるのは、米国民を守り抜くことが彼らの務めである以上、当然だろう。米国の危機感第1次危機よりも高まっている。

そこで指摘しておきたいのは、日本の置かれた状況は、米国のそれよりもさらに悪いという点だ。すでに日本全域が北朝鮮の脅威

にさらされている。北朝鮮は日本列島を射程に収める弾道ミサイルを多数、実戦配備している。その一部を固体燃料化し、移動式発射装置によって、国内のどこからでも、随時、奇襲的に発射できるようになった。核弾頭や化学弾頭などが搭載されていけば大変である。

日本海で隔てられているだけの日本に対し、弾道ミサイル以外の攻撃も可能だ。偽装した船舶が核兵器や化学兵器、生物兵器を積んで日本の港に忍び入り、爆発させる恐れがある。韓国に対して実行したことがあるが、小型潜水艇や船で特殊部隊を侵入させることもできる。すでに日本国内に潜伏させているであろう工作員に、原子力発電所の破壊など、大規模テロを命じることもできるのだ。

また、北朝鮮が米本土を核攻撃できるようにすれば、日本の安全はさらに脅かされる。

北の核攻撃を恐れて米国が、日本防衛を十分に果たせなくなるからだ。米国が、東京や大阪を守るために、ワシントンやニューヨークを犠牲にするのか、という問題が生じてしまう。

この状況が出来上がると、北朝鮮による核攻撃の脅し（核脅迫）の威力が格段に大きくなる。何をしでかすか分からない国でもあ

り、日本は北朝鮮の理不尽な要求に膝を屈していくことになりかねない。拉致被害者の救出はさらに遠のいてしまう。

このように日本は、米国以上の苦境にあるのだが、日本の政治の対応は十分とは言えない。

そのうえ、日本が備えなければならぬのは眼前の危機である北朝鮮にとどまらない。経済大国化に伴って軍拡を進める中華人民共和国が反日傾向を強めている。

日本の独立や日本国民が享受する自由と豊かさは、現行の国際秩序の下で実現したものだ。日本を含むアジアが中国の覇権の下に置かれれば、早晚消え去ると覚悟しておいたほうがよい。

日本をとりまく安全保障環境が劇的に悪化した以上、それに備えなければならぬ。

「戦後日本」は安全保障にまじめに取り組んでこなかった。しかし、北朝鮮や中国の脅威から国民を守るために、わが国は「普通の民主主義国日本」へ成長することが求められている。

その観点に立つて米田論文を読めば、日本国民を守るために必要だが、多くの人が気付いていないか、または目を背けている点の的確に指摘していることが分かる。

。容疑者は警察に逮捕されたが、これが北朝鮮の工作員や特殊部隊の襲撃であればどうなっていたか。背筋が寒くなる。

論文②は、核・弾道ミサイルだけが北朝鮮の脅威ではないと指摘する。北朝鮮の「武装工作員や約十万人いるといわれる特殊部隊」に備えるよう説いたのだ。

彼らの攻撃目標は「米軍及び自衛隊の施設、国家・地方政経中枢、要人、交通機関、メディア、娯楽施設、各種ライフライン」もあるが、「最も甚大な被害を短時間で与える」のは原発である。

そこで「北朝鮮と地理的に近い日本海沿岸に集中する原子力発電施設は、制圧あるいは破壊された場合、広域にわたって甚大な被害が予測される」として、福井県の「若狭原発群」をモデルに、「襲撃と対処の事態を想定」した。

民間警備員や「サブマシンガン装備の警察官」を原発に配備しても間に合うものではない。

各原発と最寄りの陸自部隊の距離、移動所要時間を割り出し、とても守りきれないと警鐘を鳴らしたのは圧巻だ。

当時、政府は陸自定数の削減に動いていた。論文②は「むしろ増強して、原発施設の近隣に新たな駐屯部隊を設置」するよう提案し

◆論文①「ついに核保有を宣言した北朝鮮 待ったなしの自衛的攻撃力整備と米国依存の陥穽」(『正論』05年4月号)

12年後の今の危機を見事に予見している。

政府与党は、集団的自衛権の限定行使を容認する安全保障関連法を成立させ、日米同盟を強化することで北朝鮮危機に対処しようとしている。論文①の時点では想定されなかった前進だ。

その一方で、日本自身の防衛力の充実強化は、弾道ミサイル防衛などで進展があったものの、まだ不十分だ。

日本は、「専守防衛」にとらわれるあまり、敵基地攻撃能力の導入に踏み切っていないからだ。

「自衛的攻撃力」の整備を説く論文①の意義は失われていない。

敵基地攻撃能力にはさまざまな装備が必要だが、攻撃手段としては「航空戦力の充実」のほか、日本が今は持っていない「弾道ミサイル・巡航ミサイルの保有」が選択肢となる。

その観点から論文①は、04年(平成16年)決定の中期防衛力整備計画について、「対地攻撃を可能にするミサイルの長射程誘導技術の研究が削除されたことは、致命的

た。発令手続きに時間がかかる治安出動や防衛出動の制度改正も求めた。現実的な提案だが、今も手当てはなされていない。

「すべての必要対策を、ただちに実行しなければならぬ。グズな政治家と官僚は国家・国民の敵である」との指摘はもつともである。

◆論文③「これも平和ボケ! 科学技術情報管理の無様 機密保護体制の確立を急げ」(『正論』04年7月号)

十分なスパイ対策がとられていない日本のお粗末さに警鐘を鳴らした。

「自国の安全を危うくするのみならず、日本は既に、大量破壊兵器関連技術の拡散国家になっているのではあるまいか」という問題意識は、日本が国際社会に対して責任ある国であろうとする良識を伴っている。

02年(平成14年)から翌年にかけて科学技術政策を担当した内閣府副大臣だった米田氏は、「宇宙開発関連技術・情報に関する機密」は防衛秘密に匹敵するとして、国や特殊法人の契約先、技術移転先の民間も含む秘密保全体制を作ろうと政府内で動いた。

しかし、「技術流出防止のため政府統一指針」を大学、民間企業などへ周知徹底する程度へ骨抜

失策である。北朝鮮のミサイル攻撃に対する、日本初の主体的抑止力の保持の可能性を放棄してしまった」と批判した。

このとき日本が技術研究に乗り出していけば、今頃は一定の敵基地攻撃能力を保持できたかもしれない。危機の最中であっても敵基地攻撃能力の導入をためらうような情けない姿勢を政府がとることはなかったかもしれない。

ミサイル発射基地や発射装置だけを叩く敵基地攻撃能力を持つだけでは十分ではない、という論文①の指摘も当を得ている。

いわば敵地攻撃能力の保有である。

自衛のために「敵政権中枢を攻撃する意思と能力」を持つべきだという。敵国から「狙われた国」の当然の権利だと説くが、国民を守る上で当然の考え方といえる。

◆論文②「シミュレーション日本壊滅 国内原発が直面する北朝鮮テロの脅威と陸自定数削減の愚」(『正論』05年2月号)

2011年(平成23年)3月の福島第1原発事故から間もない同年3月31日に、論文②の先駆性を示す事件が起きた。

福島第2原発のゲートを突破した街宣車がおよそ10分間、構内を走り回った後に逃走したのであ

きにされたという。日本の平和ボケを示すものにほかならない。

論文③は、スパイを摘発し罰する態勢の甘さも指摘した。

1981年(昭和56年)のことだ。「秋田県警が日本海岸にいた不審な男三人のうち逃げ遅れた一人を逮捕。在日韓国人で、北で一カ月間の工作員教育を受け、工作船でもどつてきた直後だった。出入国管理令違反で懲役十カ月、執行猶予二年。またも刑務所入所はなし」だったという。

安倍晋三内閣は2013年(平成25年)に、秘密保護法の制定にこぎ着けた。政府が防衛、外交、スパイ防止活動、テロなどに関する「特定秘密」を指定し、それを扱う資格を公務員や関係民間に付与する。罰則の最高は「十年以下の懲役」だ。

秘密保護法の制定は前進だったが、それでも、最高刑を死刑や無期懲役とする海外諸国と比べ、罰則は軽い。日本以外の国に忠誠を誓う外国人工作員・スパイや、母国を裏切つて恥じない日本人犯罪者への抑止効果は十分ではないだろう。

論文③の「わが国とわが国民を害する目的を持った外国人工作員やその協力者を、厳しく罰する法律が必要なのである」という問題提起は、今も重要である。

今よみがえる 米田3論文



よねだ けんぞう
米田建三 プロフィール
1947年 長野県大町市生
まれ。県立松本深志高校卒業、
横浜市立大学商学部経済学科
卒業後、出版社勤務。87年、横
浜市会議員に当選。93年衆議
院議員に当選。北海道開発総
括政務次官、防衛政務官、内閣
府副大臣を歴任。2004年、
帝京平成大学教授。10年国際
経済交流協会代表理事。15年
同協会会長に就任、現在に至
る。講演活動やメディアでも活
躍している。



これは平成の 「海国兵談」だ

江戸時代後期の経世家、林子平が著した「海国兵談」は、欧米列強の脅威を前にどうすれば日本の独立を守り抜けるかを説いた。産経新聞社発行の雑誌「正論」に掲載され、今回本誌が再掲載した米田論文は、平成の「海国兵談」ともいえる警世の論である。安倍晋三政権が、平和呆け勢力の抵抗を排しながら安全保障の強化に取り組んできたことは評価できるが、まだ十分ではない。今、日本を守るために何をすべきか。その答えを得るためにも、米田論文を読んでほしい。

(編集部)

論文(1) 正論 2005年4月号より転載

ついに核保有を宣言した北朝鮮 待ったなしの自衛的攻撃力整備と 米国依存の陥穽

米田建三

北朝鮮を核保有国たらしめたのは誰だ！

二月十日、北朝鮮は「核兵器を製造した」という表現で、ついに核兵器の保有を公式に表明した。この結果、今後の外交交渉において北朝鮮が強力なカードを握ることになったのは間違いない。また、六カ国協議への参加を無期限に中断することも表明した。

北朝鮮が死亡としてきた拉致被害者、横田めぐみさんと松本薫さんの遺骨は偽物だった。また、他の被害者についても、これまでの情報を上回る説明はなされなかった。拉致事件の全貌をあくまでも明らかにしようとする北朝鮮の非道さとデタラメさに、日本の世論はあらためて憤激し、国会においても、与野党の間で、

経済制裁論が高まっていた。

国民を餓死させて恥ない暗黒国家を、いやしくも経済大国ニッポンの首相が二度も訪問するという「屈辱」をなめさせられた結果が、膨大な数にのぼるといわれる拉致被害者の一部返還でしかなかったのである。

そのような状況にくわえて、今回の北朝鮮の表明である。すくなくとも今日までは、まんまと北朝鮮のペースで事態は展開している。しかも、拉致事件と核の脅威双方を抱える我が国にとつては、致命的な状況にもかかわらず、我が国自身は事態打開の主導権を握ることができない。その情けない「国権喪失」状態の本質を厳しく見つめる必要がある。

今回の事態は、あらかじめ予想されたことであった。というのも、核の放棄、

ましてや拉致事件の解決が北朝鮮にとつて緊急かつ絶対的であることを彼の国に認識させる切迫した圧力が、いささかも効いていなかったからである。

拉致は北朝鮮の核保有と同等に、日本にとって死活問題である。なぜならば、国家の構成要因である国民が外国機関に拉致され、それを国家が救出できないとすれば、国家、政府の存在意義がないからである。

ところが、六カ国協議において、日米以外は、拉致問題がテーマになることに迷惑顔であった。くわえて、協議全体のトーンが、中国、ロシア、韓国は北朝鮮に宥和的だった。イラクにてこずり、第二戦線を開きたくないアメリカにも強硬策を避けたい兆候が見えていたが、それを北朝鮮は見透かしていた。アメリカが、世界的な対テロ戦略の中で、北朝鮮に宥和的な中国との協調路線を維持したいと考えていることも、北朝鮮は織り込み済みであった。

しかも北朝鮮の核保有でいけば窮地に立たされるのは日本だ。北朝鮮の原初核兵器に対し、核大国の米中露は十分な抑止力を持っている。今や親北ムードが高まっている韓国世論の一部には、「同

じ民族に核兵器を使用するはずはないし、統一の際には核保有国になって日本を喝喝できる」という期待感すらあるという。

北朝鮮の核保有に対するアメリカの姿勢を占う重要な記事が、昨年十二月二十三日付読売新聞に掲載された。同月二十一日行われたプリチャード前朝鮮半島和平担当特使との会見記事だ。それによると、前特使は「二〇〇三年八月、核関連物質の第三者への移転がアメリカの限界線と北朝鮮に伝えた」というのである。つまり、国内での開発保有は容認するということになるのではないか。また、「ブッシュ政権が北朝鮮の少量の核に留意していないのは明白」とまで言い切っているのである。

北の核保有容認論は、アメリカの政策的選択肢として、実はかねてよりくすぶっていた。平成十五年の正月、旧知の防衛官僚が私の事務所に飛び込んできた。「大変です。アメリカ大使館の安保担当の私のカウンターパートが年初の挨拶にきて、『本国の指示でお尋ねする。仮にアメリカが北朝鮮の初歩的核兵器の保有を容認する結果になったら、日本の反応はどうなるか』というんです。確立した政策でないにしても、検討すべき選択肢になっているのは間違いありません」私はただちに政府中枢に書面でこの情報を伝えたが、何の反応もなかった。

が、これまでの関係諸国の腰がひけた姿勢をみれば、実現については予断を許さない。戦後日本に自己防衛の権利すらあまいな憲法を押し付け、日本国民の勤労の成果を、巨額な国連分担金、国際諸機関への拠出金、世界各国への膨大なODAとして吐き出させてきた国際社会の仕打ちがこれだ。

国際社会に対する善意と奉仕の功績が足蹴にされ、一顧だにされないならば、我らのとるべき道はひとつである。半世紀以上にわたって忘れてきた、否、忘れさせられてきた、自らの意志で行使できる力の保持と、必要とあらば、それを行使する意思の表明である。後述するように、実はそれは、今日のナマクラ憲法においても、自衛権は容認されているという一点において可能なのである。

北の暴発の可能性を直視せよ

今こそ、問題の本質を見極めなければならぬ。衆院予算委での北朝鮮問題に関する集中審議をみても、手詰まり感がぬぐえない。質問する議員にも明確な主張はないし、政府の答弁にも具体的な回答はない。それは、日本が北朝鮮から被害を受けているにもかかわらず、主体的に状況を作り出す立場にない、国際関係の基本

その後まもない平成十五年一月二十日、コーエン元米国防長官が非公式に来日し、日本の国防関係議員と懇談する機会をもったが、日本側に対し、「北朝鮮が核兵器を何発か保有するようになった場合、日本は容認できるか」と、まさに同じ趣旨の質問をしたことが、同年二月五日付の読売新聞で報道された。その際、日本側の出席者が「アメリカはイラクを武装解除するといいながら、大量破壊兵器の保有をほめかす北朝鮮にはなぜ軟弱な姿勢で対応するのか」となじったのに対し、コーエン氏が「ミサイル防衛網が完成すれば、日本にとって（北の核は）脅威ではない」と、こともなげに言い放ったことも報じられている。

北の核ごときは当面、アメリカの脅威ではあるまい。しかし、自前の抑止力を持たない日本にとっては致命的だ。行使せざるとも、恒常的に政治的な恫喝、要求を行う強力な手段になるのが、核兵器なのである。

かつて、中国の高級軍人と会談したことがある。彼は言った。「アメリカにとって対日戦略上、もつとも都合がいいのは、日本に対する北朝鮮の脅威が永続することですよ。それからの防護を名目に、日本を永続的に軍事的保護国、つまり兵站基地にしておく」

的な構図に対する理解が不足しているからだ。あるいは、その構図をもたらししている戦後日本に課せられたタブーを乗り越える理念がないからである。

もはや、北朝鮮に正義と人道を訴え、その非道さを責めるだけでは、埒があかない。そのような人類普遍の理想を屁とも思わない北朝鮮という国家が、日本との折衝にあたって抛り所とする基本認識は何か。主権を侵害しようとする、けして北朝鮮に対し本質的な反撃（脅威）を自らの意志で与えることのできない国家として、日本を認識しているのだ。

拉致問題を人質にとり、（こんどは核の脅威もちらつかせ）したい放題に揺さぶって物やカネをたかるが、安全保障上の問題に係わる交渉は、日本の軍事的“宗主国”アメリカが相手という北朝鮮の戦略の基本的構図が、その証左である。いつか判らぬ、“宗主国”アメリカが腰を上げるその時までには、“属国”日本をいたぶれるだけだ。日本の安全に關し、敵に対する矛（打撃力）はアメリカ、日本は盾（専守防衛＝本土決戦）という自主性なき戦後安保体制の脆弱性を、北朝鮮はしかと見抜いているのである。およそ一つの国家において、その意思を他国に強制せしめようとするとき、そのための力の源泉は軍事力であるという

うがちすぎの見方とばかりは言えまい。前述の防衛官僚が言う。

「アメリカの北の核保有容認論がちらついているとき、日本の外務省は何ら対応しなかった。日本国内に日米同盟に対する不信感と、核武装論すら生じかねない」と警告し、対イラク並みの強硬策を迫るべきだった。六カ国協議の枠組みにやすやすと乗ったが、思えば、六カ国協議という枠組みの隠された意味は、北に對抗して日本が核開発をはじめとする自主武装に走ることを阻止することでもあった」

核保有国・北朝鮮の存在を、アメリカをはじめとする列国に認知させ、（列国が望んでいるように）日本からはしたま“経済支援”を取り立てる。そういった北朝鮮の戦略がレールに乗り始めた。日本外交は、アメリカに、イラクやリビアに対するのと同様に、北朝鮮に本格的な対峙をさせる努力、駆け引きをしてきたのだろうか。

第二次世界大戦においても、はじめから米英共同戦線が組まれていたわけではない。モンロー主義の残滓を引きずるアメリカを、対独、対日戦に引きずり込むため、英国のチャーチルは、すさまじい外交的努力を払ったのだ。

今後、北朝鮮の核問題が国連安保理に付託されることを期待する向きがある。私は、第一次日朝首脳会談直後の平成十四年十月二十二日、産経新聞「アピール」欄に、「拉致招いた戦後日本の甘い“国是”」と題して、次の一文を寄稿した。「今年九月十七日は、日本国民、国家にとって憤激、痛恨の日として永遠に歴史に刻まれるであろう。日朝首脳会談で、ついに北朝鮮が拉致を認め、被害者の無残な運命が明らかにされたのだ。国家機関が他国民を拉致する前代未聞の凶悪な国家犯罪である。

一方、国民を拉致された側の日本は、何十年もの間、何ら有効な手を打ってこなかった。私は長年、外務省に対し、国連安全保障理事会への提訴や、わが国から経済支援を受ける多くの国々に対する北朝鮮への共同非難呼びかけなど、北朝鮮に強い圧力をかける強硬策を主張してきた。

しかし、外務省は一貫して『刺激してはまずい』の一点張りであり、その揚げ句が今回の無残な結果である。（中略）

事件の実行犯は、金正日総書記率いる独裁国家の特殊工作機関である。だが、彼らの犯罪を誘発したのは、実は平和ボケの無防備国家、戦後日本ではないか。何しろ、わが国の憲法は『平和を愛する

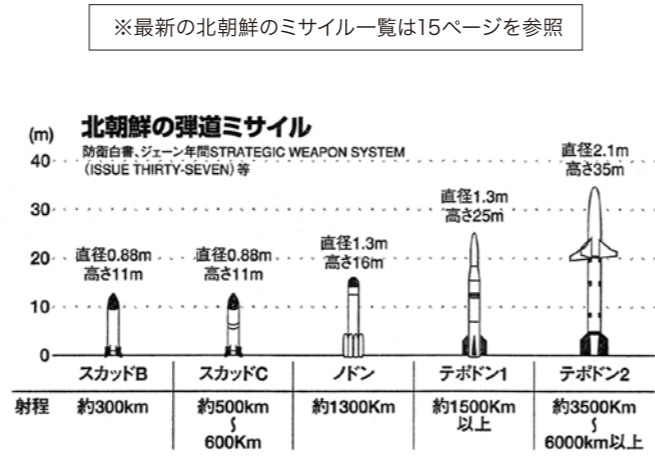
諸国民の信義』を一方的に信じることで平和を守ると国民に説いている。史上、例を見ない大胆な「賭け」である。

だから、国際法で認められた自衛の権利も、諸外国に比べ極めて限定され、スパイ罪もない。したがって北朝鮮は、報復攻撃を受ける恐怖を覚えることなく、日本人を誘拐したのだし、日本国内の協力者たちはいまでもしゃあしゃあとして暮らしているのだ。

他国に脅威を与えない、他国を刺激しないという乙女チックな戦後日本の「国是」こそが嘲弄されているのだ」

その意味で、昨年、新防衛大綱に基づいて作成された次期防（次期中期防衛力整備計画、二〇〇五―二〇〇九年度）において、対地攻撃を可能にするミサイルの（北朝鮮に届く）長射程誘導技術の研究が削除されたことは、致命的失策であった。北朝鮮のミサイル攻撃に対する、日本初の主体的抑止力（＝敵の国土や基地に対し、自らの意志で行使できる打撃力）の保持の可能性を放棄してしまっただけである。金正日はホッと胸をおろしたに違いない。

北朝鮮に対する経済制裁を実施した場合、北朝鮮が暴発（ミサイル攻撃）することを恐れ、制裁は慎重にすべしという声がある。まさに、この論理にどう答えるかが、



似形のまま直径六〇―七〇センチ、重量六〇―七〇キログラムまで縮小すれば、ノドンやテポドンの搭載可能重量約一千キログラムの範囲に収まる。威力は減殺されても、大きな破壊力を有することには変わりはない。

このレベルの核弾頭でも、「東京・新宿のような繁華街上空で爆発した場合、即時に六十万人の死傷者が発生し、放射性物質によるガンなどの死者は中長期的には膨大な数になる」（防衛庁専門家）ことが予想されている。

炭疽菌、コレラ、腸チフス、発疹チフスなどの生物兵器、あるいは神経剤、血

問題の本質なのだ。制裁促進論者にも、明快な答えはない。「日米安保がある」などと脳天気なことを言うばかりなのである。暴発の可能性は確かにゼロではない。しかし、それがどう備えるか明確にするのが、政治の責任ではないか。

暴発を恐れ、宥和策に走ることが、愚の骨頂であることは言うまでもない。日本の恒久的な北朝鮮の奴隷化を意味するからだ。暴発の恐れを所与のものと考え、防護と抑止、そして反撃体制構築への迅速かつ積極的な努力を怠ってきたところに、戦後安保体制の病根がある。

古今東西、敵の攻撃を抑止する最も有効な手段は、「攻撃あれば、反撃あり」という報復力の保持と、それを行使する可能性の表明である。相手がこちらを射程距離に入れて恫喝を繰り返しているのに、なぜこちらが遠慮しなければならぬのか。長射程ミサイル整備構想（実際には研究のレベル）を葬ったといわれる公明党と、それを容認した政府与党首脳が国家国民に対する罪は重大である。

嘆かわしいのは、国会でも、官僚の間でも、そしてマスコミにおいても、事の重大性がさしたる議論にならなかつたことである。無責任、不見識極まりない事態に、肌寒い思いをしたのは、私ばかりではあるまい。

液剤、窒息剤、びらん剤、催涙剤などの化学兵器は既に保有しているとみられているし、ミサイルへの搭載は可能である。以上見てきたように、北朝鮮はすでに我々にアイクチを突きつけているのである。この事態に対処するため、抑止力としての打撃力の保持を放棄したあげく、ミサイル迎撃命令の簡略化の議論でもたつているのが、我が国の現実である。

昨年十一月、大野防衛庁長官がワシントンでの記者懇談会で発言した内容が、新聞各紙で大きく報道された。大野発言は、「他国が日本に向けミサイルを発射した場合、閣議などを省略し、首相がミサイル迎撃命令を迅速に出せるようにするため、通常国会（本年）に自衛隊法や武力攻撃事態対処法の改正案を提出したい」というものであった。

現行法では、ミサイル迎撃のため防衛出動を下令しようとすれば、事態対処専門委員会でも、平成十三年十一月二日の閣議決定で、不在の閣僚からは電話等で了承を取り付けることができるなど、簡略化されたが、省略していいわけではない。

北の弾道ミサイルと我が国の防衛体制

北朝鮮の弾道ミサイルは、発射されれば十分以内でわが国に到達する（次頁図参照）。スカッドは、射程距離からして、わが国に届かない。わが国を射程距離内におさめるのは、ノドンとテポドンである。このうちノドンは射程距離約一千三百キロで、「ジェーン年鑑」等の最新情報によれば、約二百基が実戦配備中とみられる。テポドン1は射程距離約一千五百キロで、実戦配備されているかどうか不明だが、すでに十―二十基を保有しているとみられる。テポドン1の射程距離は日本列島を飛び越えるものだが、燃料カットオフの手法で、ノドンと同様に日本への直接的脅威になる。開発中のテポドン2は射程距離三千五百―六千キロ以上で、南太平洋諸島をはじめ米国の領域にも充分届くものとなる。

搭載される兵器をどう推定すべきか。まず核兵器であるが、ミサイルの弾頭にすべく小型化されるかどうかが問題だ。この点につき、従来は北朝鮮の技術では、極めてむずかしいとされてきたが、実は理論上は可能なのである。原初の核兵器といえる、米軍が長崎に投下した「ファット・マン」（重量四・五トン、直径一五二センチ）モデルを適用し、相

だから、十分以内で到達するミサイルの迎撃に間に合うはずはないことは、子供にも判る常識であった。大野発言は時宜に適したものである。改正の方向としては、現実の問題として、現場の指揮官に対する大幅な権限委譲は避けられないとされ、領空侵犯対処規定と同様に、防衛庁長官が事前に出している命令に基づき、部隊の指揮官が迎撃を判断する枠組みが検討されていた。

結局、二月十五日に閣議決定された自衛隊法改正案では、二つの規定の並立となった。ひとつは、「日本に向けミサイルが発射される兆候が見える場合、防衛庁長官の上申を受けた首相が閣議などを経て迎撃命令を承認。防衛庁長官が部隊指揮官に迎撃命令の権限を事前付与する」というもの。もうひとつは、「兆候が見えない突発的な攻撃に対処するため、あらかじめ緊急対処要領を定め、防衛庁長官が平時に迎撃命令を出し、期間を定めて部隊指揮官に権限を付与する」というものだ。首相が関与する前者が主で、後者は例外的措置とされている。また後者の場合、「期間」の穴を埋めるため迎撃命令を間断なきようにするという。シビリアンコントロール維持のため、複雑な規定になったようだが、はた

して実質的に常時対応が可能になるかどうか不安が残る。

また、ミサイル迎撃手続きが簡略化されたとして、迎撃・破壊の有効性はどの程度なのか。我が国の目下のミサイル防衛構想を検証する必要があるだろう。我が国が当面、整備しようとしているミサイル迎撃システムは次のとおりだ。

発射を感知、追尾されるミサイルを、まず上層（大気圏外）で迎撃しようとするのが、「イージス艦による海上配備型ミッドコース防衛システム」である。四隻のイージス艦をもつて日本全域のカバーを狙うが、既存のイージスシステムの改修と、搭載するミサイル・SM3の取得のため、平成二十二年度末までに整備する構想である。

上層での要撃を逃れた敵ミサイルを低層（大気圏内）で迎撃するのが、「地上配備型の地対空誘導弾ペトリオット・システム」である。1個隊により数十キロの範囲をカバーするが、既存システムの改修とミサイル（PAC-3・ペトリオット能力改善3型）取得を行いつつ、四個隊ずつ逐次整備し、平成二十二年度末までに十六個隊を整備する。

これまた、遅きに失した感があるのにくわえ、「迎撃命中率は一〇〇％ではない。よくて七〇％」（防衛庁専門家）と

いうから、脅威の完全除去にはつながらないのである。ミサイル攻撃は一発の被弾で甚大な被害を受ける可能性があるのだから、迎撃が完璧でないことの意味は重大である。

それだけに、次期防衛において、敵基地攻撃能力の保持につながる長射程ミサイルの研究開発構想が削除されたことが、致命的失策であったことを重ねて指摘したい。

昭和三十一年、「誘導弾等の攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」といふべきものと思う（衆・内閣委、鳩山総理答弁船田防衛庁長官代読）という政府答弁がありながら、そのための能力の整備は行われてこなかった。

その元凶が、昭和四十五年の防衛白書に初めて正式に記述された「専守防衛」という史上まれにみる、馬鹿げた国是である。

侵略戦争禁止、自衛権の行使可という第二次大戦後の国際社会のルールに照らせば、字面は正しい。しかし、わが国の「専守防衛」は、中身が異常なのである。過去の国会答弁をみよう。

「専守防衛ないし専守防衛というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱら我が国土及びその周辺において防衛を行なうということでご

で判断する問題なのである。

したがって、我が国の「専守防衛」の国是は、国際社会の要請や国際法上の強制によるものではなく、歴代政府、なかんづく内閣法制局の過剰で、恣意的な憲法解釈の賜物なのである。即ち、その改廃は政治の決断で可能になる問題なのだ。

「専守防衛」という誤った国是の呪縛を乗り越えて、敵基地攻撃能力を保持するに至ったとしても、それだけで抑止力にはならない。まず、敵基地攻撃については、攻撃が発生した後ではなく、攻撃に着手したことが確認されれば、自衛権の行使として実行されなければならない。ミサイルに液体燃料を注入するには時間を要し、偵察衛星等で収集した情報で、攻撃着手察知は可能だ。しかし、我が国においては、ミサイル攻撃に対処する「先制的」自衛権の行使についての考え方が、定まっていないうというよりも、長射程ミサイルの研究開発すらストップという事態をみれば、否定されているというべきだろう。

国際法の父といわれる、十六世紀オランダのグロテウスが、「殺そうと準備するものを殺すのは合法である」と述べたことが、今日の国際社会において、正当防衛的自衛権の行使が容認される源流である。ならば、ミサイル発射準備のよ

うに、そのまま放置すればこちらの滅亡

ざいまして：」（衆・本会議、昭和四十七年十月三十一日、田中総理。傍線筆者）

「専守防衛とは相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し：」（参・予算委、昭和五十六年三月十九日、大村防衛庁長官）

あきれた話である。田中総理の答弁に至っては、相手の基地を攻撃しないことを防衛上の必要性に優先させる、即ち、相手の基地を攻撃しなくても仕方ない、という論理である。こんな答弁を書いた官僚も馬鹿だし、それを容認した政治家も馬鹿だ。大村答弁にしても、防衛の実効性より建前を優先させている。

このようなバカげた「理念のもと、「専守防衛」構想にもとづくわが国防衛体制並びに自衛権行使の基本は、次のように固まってしまった。

- （地域）
- ・わが国土及びその周辺地域。
- ・防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することはできない。
- （防衛力）
- ・通常兵器。自衛のための必要最小限度のものに限る。
- （兵器）
- ・相手国の基地を攻撃するような戦略的攻撃はとれず、このような目的にもつ

ら用いられる、爆撃機やICBMのような戦略ミサイル、攻撃空母などの戦略兵器を装備することはできない。

以上である。

敵政権中枢を攻撃する意思と能力を持って

国連憲章は五一条において、国連加盟国に対し、個別的自衛権と集団的自衛権の保持を認めている。また大東亜戦争の総決算、敗戦国日本と戦勝連合国の「手打ち式」でもあった「日本国との平和条約」（サンフランシスコ講和条約）の第五条においても、我が国は個別的自衛権と集団的自衛権を持つとされた。日米安全保障条約前文においても同様である。

我が国歴代政府は、集団的自衛権については、「保有しているが、憲法解釈上、行使は許されない」などと妙なことを言ってきたが、自衛権の保持そのものを否定しているわけではない。

第二次大戦後の国際社会においては、加盟国は不当な侵害を受けたとき、国連安保理が必要な措置をとるまでの間、独自の判断で自衛権を行使できる。しかも肝心なことは、自衛権の行使については、国際法上、その手段の質や量、また行使する地域に何ら制限はないことである。あくまでも主権国家が、自ら置かれた安全保障環境のなか

につながらかねない事態は、実際の攻撃が発生しない段階においても、自衛権としての武力の行使が容認されてしかるべきである。自衛権行使の様相が、時代の状況や軍事技術、武器の進歩によって違ってくるのは当然であろう。ミサイルは撃たれてからでは遅いのである。政治家のなかにも初弾甘受容認論を唱える者がいるが、言語道断である。

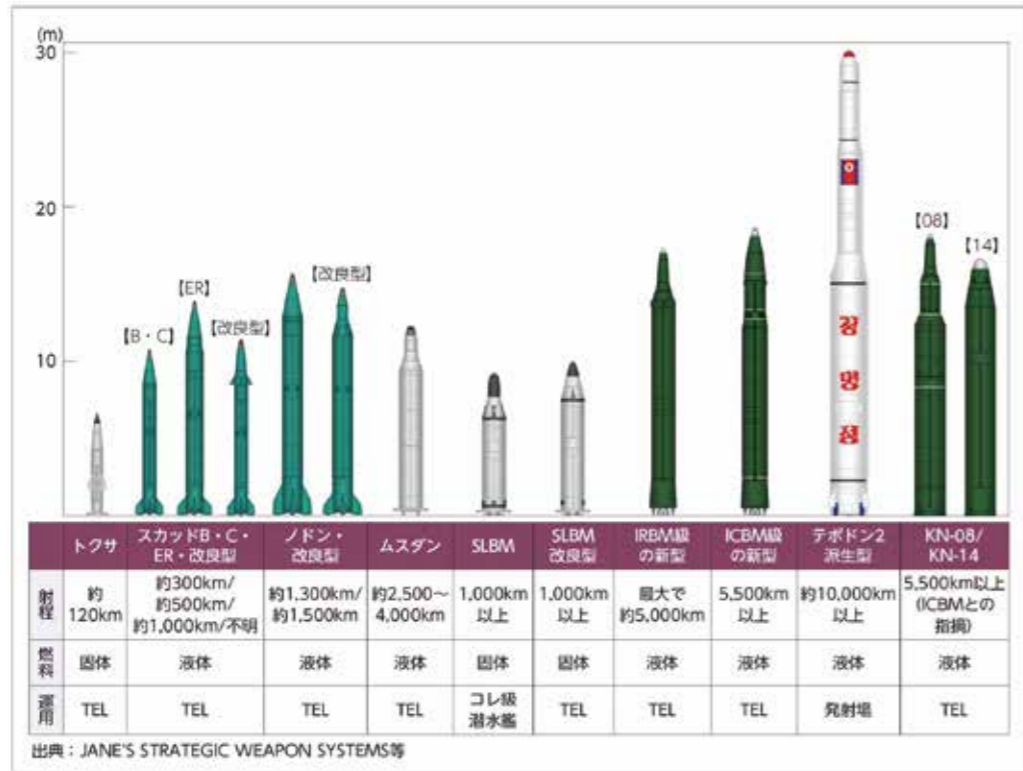
さらにいえば、敵基地攻撃だけでは、足りない。ミサイル発射を決断し、命ずる敵の政治、軍事上の中枢を攻撃する権利が狙われた国には有る。ミサイルを発射した基地だけしか攻撃できないならば、敵は次から次へと発射基地を変えればいいし、そうでなくとも、発射を命ずる中枢は何ら痛痒を感じない。命令中枢に対する攻撃を否定することは、自衛権を否定するに等しい。

では、敵基地あるいは敵中枢攻撃のために、どのような軍事的能力が必要なのか。それを次に列挙するが、いずれも政治的な決断さえあれば、わが国が自主的に整備することは不可能ではない。

- ・米軍と同様な早期警戒衛星（停止衛星）の保有。
- ・射程一千キロ以上の地対地攻撃用巡航ミサイル又はロケットの保有
- ・海自のイージス艦にトマホーク（最大

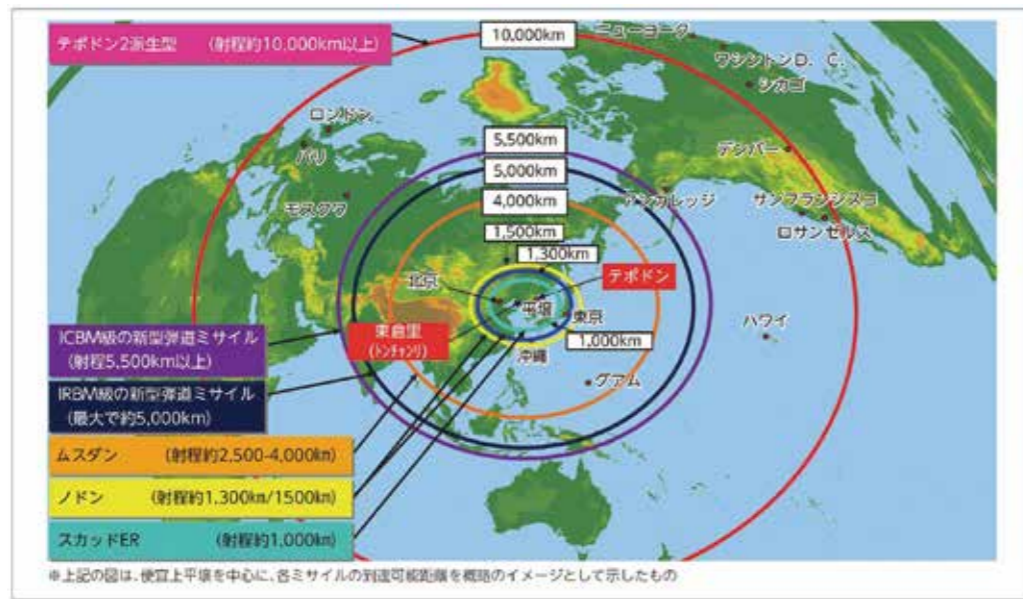
北朝鮮のミサイルの状況 (『平成29年版防衛白書』より)

北朝鮮が保有・開発する弾道ミサイル



※ TEL=発射台付車両 (World Navi 編集部 註)

北朝鮮の弾道ミサイルの射程



射程距離約一千キロ)を配備。
 ・空中給油機の保有により、F-15戦闘機、F-2支援戦闘機の往復(攻撃、帰還)を可能にする。
 ・F-15戦闘機の対地攻撃能力を向上させる。

にあたらぬ。それが他国との同盟というものの限界であり、宿命なのだ。アメリカとの同盟はマクロに見た場合、大きな意義があるし、我が国の安全にとっても不可欠である。しかし、それは、いつでもどこでも、わが国が望むときにアメリカが軍事行動をとることを意味しない。アメリカがその軍事力を使用するときは、あくまでも、アメリカの戦略と利益にかなった時となるのは、自明の理なのだ。

外交カードの裏づけとしても、自衛権行使のための主体的抑止力(=敵の国土や基地に対し、自らの意志で行使できる打撃力)の保有は必要である。一国の安全保障にとって、他国との同盟がいかに大きな意義を持つとも、国のかたちとしては、あくまでもプラスアルファであることを忘れてはならない。

日米安保があるから、主体的な抑止力(=敵の国土や基地に対し、自らの意志で行使できる打撃力)は必要ないと主張する者がいる。矛盾の役割はアメリカが担うことになっているというわけだ。しかし、日米安保条約は、アメリカの自動的参戦義務を定めているわけではない。平成十年八月三十一日の北朝鮮のテポドン発射の直後、議員グループでアメリカを訪問する機会があった。その際、アメリカの軍首脳と会談した。今日でも軍の首脳であるので、あえて名は秘す。その彼に、私は質問した。

考えてみるがいい。日米安保が存在していても、拉致事件は起きたし、いまだ未解決である。北朝鮮は核兵器を保有してしまった。中国の海底ガス田盗掘や原潜による領海侵犯などの、わが国に対する主権侵害も、未然に防止できたわけではない。アメリカはいつ腰をあげるのか? 日本がスリ傷を負ったときか、切り傷を負ったときか、大怪我をしたときか、それとも死にそうなときか、あるいは死んだときか? 判らない。実は、両国防衛当局者の間では、水面下においてすら、そのようなマニユアルは存在していない。それが実際のところだ。

既に北朝鮮は核兵器を保有した。アメリカはそれを見逃したのだ。半世紀以上にわたる基地提供は、そして膨大な思いやり予算は、何のためだったのか。イラクへの自衛隊派遣は何のためだったのか。我々は北朝鮮の脅威に対抗するため、さらには中国の軍事的圧力に対抗するため、「日米同盟の存在」だけで事足りないならば、様々なタブーを乗り越え、核武装を含む本格的な自主武装を検討せざるをえないだろう。

「北朝鮮のミサイルで日本が壊滅的な打撃を受けた時、アメリカは必ず報復攻撃を行ってくれるのでしょうか。」
 彼はじつと考え込んでからこう答えた。
 「私の個人的見解ですが、おそらくそうするでしょう」

軍事的覇権主義を強める中国との関係を考えても、日米同盟が「存在する」ことだけに頼るのではなく、我が国独自の

討せざるをえないだろう。

シミュレーション日本壊滅 国内原発が直面する 北朝鮮テロの脅威と陸自定数削減の愚

米田建三

原発防護の議論をタブー視してきた政府

本誌二〇〇四年十二月号(十一月一日発売)で、私は新防衛大綱のたたき台になる「安全保障と防衛力に関する懇談会」の総理に対する報告書について、「外交的配慮」から真の脅威・中国に目を向けていない点を厳しく批判した。そして平成十六年十一月十日、中国海軍潜水艦による我が国領海侵犯事件は起きた。

その後、十二月十日に閣議決定された新防衛大綱では、中国について、「軍の近代化や海洋における活動範囲の拡大などの動向には注目していく必要がある」と控えめな表現で修正が行われた。しかし、我が国の媚中派がいかに配慮しようとも、軍事覇権主義国家中国の膨張主義戦略に変更はありえないのである。

現在の国際情勢は、「緊張緩和が進んでいる」という誤った認識のもとに同報告書が書かれ、自衛隊の新しい体制について、提案は闇に葬られてしまった。原発施設の脆弱性が国民に暴露され、原発施設が存在するものに対する反対の声が高まることを恐れたのだ。

おかしな話である。原発が我が国のエネルギー政策上不可欠ならば、国民の安全のために防護策を徹底することに全力を注ぐべきであって、脆弱性を隠蔽すべきではない。この際、原発防護態勢並びに北朝鮮武装工作員・特殊部隊の実態を明らかにし、「若狭原発群」をモデルに、襲撃と対処の事態を想定してみたい。

甚大な被害予測

我が国では、五十二基の原子力発電所が運転され、五基が建設中である(二〇〇三年十一月現在)。電力の三五％は原発によって供給され、二〇一〇年には、増大が見込まれる電力量のうち約四〇％を原発が担うことになる。したがって、原発がひとたび機能不全に陥るや、我が国経済並びに社会生活に甚大な影響を与えることはいうまでもない。

約三十年前に我が国の原子力発電が開始されて以来、約五百件の事故が起きた。平成十六年八月九日に起きた関西電力・美浜3号機の蒸気漏れ事故では、死者四人、負傷者七人を出すに至った。し

いても、財務省主導で、まず削減ありきの議論が大手を振ってまかり通った。今回の領海侵犯事件発生も、政府の対応の甘さからみて、媚中派の猛省を促すきっかけにはなりそうもない。

さて、北朝鮮の脅威に対する不十分さも、同報告書の欠陥であった。脅威として例示されたのは、大量破壊兵器開発や弾道ミサイル開発・配備のみであり、武装工作員や約十万人いるといわれる特殊部隊についての記述はなかった。批判の高まりの中で閣議決定された新大綱では、「北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を行なうとともに、大規模な特殊部隊を保持している(傍線筆者)。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、地域の安全保障における重要な不安定要因である」と、ささやかに追加修正された。しかし、中国の脅威も含めて考

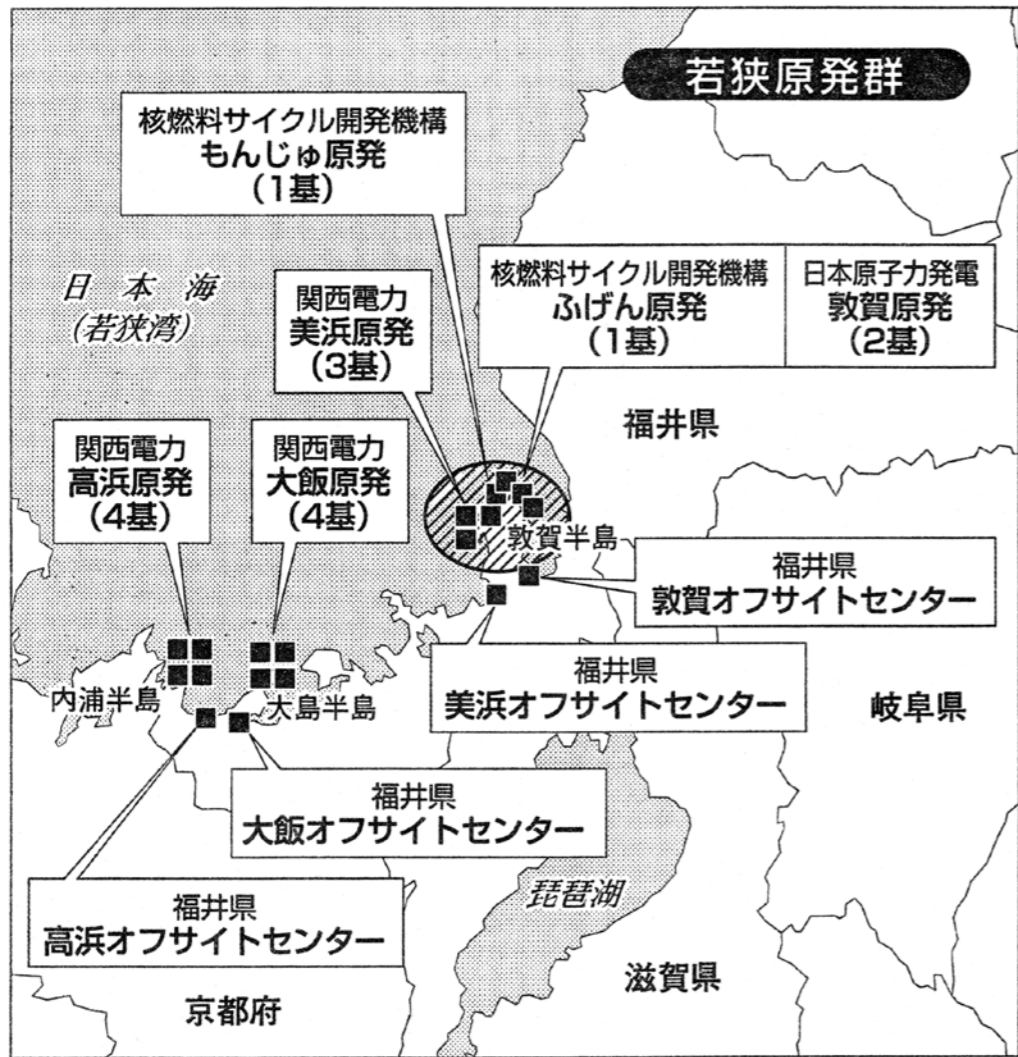
えるとき、むしろ、陸海空自ともに増強の方向だとしてもおかしくはないものを、

基本的には縮減の方向になったのは、脅威認識が未だに希薄な証左ではないか。北朝鮮のミサイルは政治的に大きなインパクトを持つが、軍事的な脅威としては、我が国の重要施設などに対する特殊部隊による攻撃もまた重要かつ喫緊の課題なのだ。十六年十一月末、防衛出動や治安出動が下令された場合、自衛隊が最優先で防護する、原発、国会、皇居、放送局などの重要防護施設百三十五カ所が報道された。しかし、防衛庁・自衛隊はかねてより、特殊部隊による攻撃対象を想定し、それぞれの防護体制の検討を行ってきたのである。

重要施設のなかでも、北朝鮮と地理的にも近い日本海沿岸に集中する原子力発電施設は、後述するように、制圧あるいは破壊された場合、施設が存在する現地のみならず、関東地方まで含めた広域にわたって甚大な被害が予想される。にもかかわらず、政府内では、一般事故の防止については語られることがあっても、壊滅的打撃をもたらす武装工作員や特殊部隊による攻撃に対する防護策について、真剣に論ずることはタブーだった。かつて定例の副大臣会議で、私が原発防護体制の早期確立が必要であると主張したところ、経済官庁の副大臣が「この話はなかったことにしよう」と発言

一般事故の比ではない。

原発防護策の策定にあたって防衛庁・自衛隊も念頭に置いていたといわれる文献「原発事故―その時、あなたは!」(風



媒社、著者＝瀬尾健・京大原子炉実験所助手、故人）が、全国の原発別に、破局的事故が発生した場合の被害予測を行っている。ここでは、北朝鮮の脅威に直面する北陸・福井の『若狭原発群』（前頁図参照）の例をみよう。原発所在地の至近距離にある地域では急性死の比率が高く、遠隔地においてもガンによる死者が大量に発生するという恐るべき予測が示されている。

同書によれば、放射能は風に運ばれて、およそ一五度角の広がりをもって、風下に向かって移動する。したがって、時間の経過とともに、放射能散逸の線上にガン死者が発生し、遠隔地であっても、人口密集地に放射能が到達すれば、犠牲者は膨大な数になるといえる。以下、施設別に被害予測をみてみよう。

《敦賀2号炉》

敦賀市の九九％（六万三千人程度）、武生市の九〇％（六万人程度）、鯖江市の五三％（三万三千人程度）、福井市や今津町でも人口の五％が急性死する。

ガン死者の数はこれより二桁上回り、風向きが九〇度の場合、最大のガン死者は首都圏を含む関東で発生する。一九五度の方向に風が流れば、京都、大阪の大人人口密集地を含むため、ガン死者は六百五十六万人となる。

《美浜3号炉》
敦賀市や美浜町は急性死確率が九〇％以上。ガン死確率は、風下になった場合、名古屋近辺が六〇％、大阪近辺が四〇％となる。

《大飯2号炉》
風下に当たった場合、小浜市、高浜町、大飯町の九〇％以上が急性死。遠隔地でも人口密集地は、ガン死による犠牲者は大規模になる。

《高浜4号炉》
他と同様に被害は広範囲に及ぶが、風が二四〇度の方向に向かった場合、舞鶴市の十万人が急性死する。

以上の予測のとおり、まさに国家総体として壊滅的打撃を受けることになるのだ。北朝鮮の独裁体制が続く限り、一時的に融和的状況が生まれることがあっても、根本的には特殊部隊等による奇襲攻撃の脅威が無くなることはない。核・ミサイルも含め軍事的脅威をちらつかせることが、かれらにとって、唯一の政治的、外交的カードだからだ。したがって、その脅威に対し充分な対抗策を日頃から持っていないければ、我が国は彼らとの交渉において、はじめから敗北的な立場で臨んでいることになる。

お粗末な防護体制

北朝鮮工作員・特殊部隊の攻撃目標は、米軍及び自衛隊の施設、国家・地方政経中枢、要人、交通機関、メディア、娯楽施設、各種ライフラインなどがあげられるが、国民に対し最も甚大な被害を短時間で与えるのは、やはり原発であろう。

では、原発自体の武装勢力に対する防護策の現状はどうなっているのか。まず指摘しなければならないのは、原発そのものが幾つかの脆弱性を秘めていることだ。

原発の多くは人里離れた半島や岬の突端部に所在している。とくに北朝鮮の脅威に直面している「若狭原発群」は、全てがそのような立地条件にある。防護も、占拠された場合の奪回も、いずれも困難な場所に所在しているのだ。

そのような状況にあるなかで、原発施設自体の防護要領の基本は、我が国に銃砲等の所持制限があることを前提とし、武器を所持した侵入者を想定していない。したがって武装した警備員は不在で、一般の民間警備員がいるのみである。そして、柵や障壁等、多重の防護設備を設置して侵入及び襲撃を阻止し、侵入者があれば、国内治安事項には警察が第一義的に対応するという建前のもと、まずは治安当局（＝警察）に通報することに

原子力発電所等と近傍に所在する自衛隊部隊との位置関係

【前提】車両の行進速度は、●一般道路：30km/h ●高速道路：65km/h と仮定
※単位：km、h（ ）：高速道路の距離（内数）

No	原子力発電所等	近傍に所在する部隊		駐屯地から発電所までの距離(左)・時間(右)			
		駐屯地	部隊	一般道路のみ(注)		高速道路を併用(注)	
1	泊	真駒内	第18普通科連隊	100	3.5	120(40)	3.0
			第11師団化学防護小隊				
		滝川	第10普通科連隊	180	6.0	190(120)	4.0
		函館	第28普通科連隊	180	6.0	—	—
2	六ヶ所村	青森	第5普通科連隊	80	2.5	—	—
			第9師団化学防護小隊				
		弘前	第39普通科連隊	130	4.5	130(40)	3.5
		秋田	第21普通科連隊	240	8.0	360(290)	7.0
3	巻	相馬原	第12師団化学防護小隊	210	7.0	210(180)	4.0
			第30普通科連隊	60	2.0	70(30)	2.0
		新発田	第2普通科連隊	100	3.5	130(100)	2.5
		高田	第13普通科連隊	250	8.5	260(220)	4.5
4	柏崎刈羽	相馬原	第12師団化学防護小隊	170	5.0	180(160)	3.0
			第30普通科連隊	110	4.0	110(80)	2.0
		高田	第2普通科連隊	60	2.0	70(50)	1.5
		松本	第13普通科連隊	190	6.5	200(170)	3.5
5	東海第2	練馬	第1普通科連隊	140	4.5	150(140)	2.5
			第1師団化学防護小隊				
		朝霞	第31普通科連隊	140	4.5	140(130)	2.5
		市ヶ谷	第32普通科連隊	130	4.5	140(130)	2.5
6	志賀	板妻	第34普通科連隊	240	8.0	240(230)	4.0
			第1空挺団普通科群	120	4.0	170(150)	3.0
		習志野	第101化学防護隊	130	4.5	150(130)	2.5
		大宮	第35普通科連隊	290	10.0	330(300)	5.5
7	敦賀	守山	第10師団化学防護小隊	70	2.5	80(40)	2.0
			第33普通科連隊	340	1.5	430(400)	7.0
		金沢	第14普通科連隊	130	4.5	160(110)	3.5
		久居	第35普通科連隊	150	5.0	180(130)	4.0
8	美浜	守山	第10師団化学防護小隊	180	6.0	230(170)	4.5
			第33普通科連隊	160	5.5	170(140)	3.0
		金沢	第7普通科連隊	130	4.5	100(30)	3.0
		千僧	第36普通科連隊	160	5.5	170(140)	3.0
9	大飯	福知山	第36普通科連隊	160	5.5	170(140)	3.0
			伊丹	第46普通科連隊	180	6.0	210(70)
		海田市	第47普通科連隊	50	1.5	—	—
		伊丹	第13旅団化学防護小隊	260	8.5	300(180)	7.0
10	島根	福知山	第19普通科連隊	70	2.5	70(30)	2.0
			第4師団化学防護隊				
		米子	第40普通科連隊	130	4.5	180(140)	3.5
		山口	第16普通科連隊	100	3.5	100(60)	2.0
11	玄海	福岡	第41普通科連隊	210	7.0	210(160)	3.0
			第42普通科連隊	150	5.0	200(130)	4.5
		小倉	第12普通科連隊	70	2.5	70(20)	2.0
		大村	第24普通科連隊	100	3.5	100(20)	3.0
12	川内	別府	第8師団化学防護隊	150	5.0	200(130)	4.5
			第8師団化学防護隊				
		北熊本	第12普通科連隊	70	2.5	70(20)	2.0
		国分	第24普通科連隊	100	3.5	100(20)	3.0
13	えびの	都城	第43普通科連隊	100	3.5	160(100)	3.5
			第43普通科連隊				

なっているのだ。なお、海上からの侵入は考慮外だが、接岸点が高い（水深約八メートル）「若狭原発群」は、むしろ敵の接近、侵入を容易ならしめている。

警察機関が通報を受けても、直ちに駆けつけることができる訳ではない。某原発の場合、駐在所（一人）まで十五分、警察署（署員三十人）まで三十分、県警機動隊まで五十分というありさまである。最近、警察はサブマシンガン装備の

警察官の原発への配置をはじめたが、後述するように、北朝鮮特殊部隊の強烈な戦闘力に太刀打ちできるはずがないのである。ちなみに米国や韓国などでは、軍隊が原発警備についている。

くわえて、施設によっては原発内部に一千人もの職員が立ち入りできる状況にあるが、職員の身元確認等の保全体制は万全なのか。敵の内通者がいれば、緊急停止機能等の無力化が可能になるが、「現在の基準では、立ち入り者の身元調査は会社の責任になっている」（関係当局）というから、あきれた話だ。

武装勢力に対し最も有効に対処できるのは、いうまでもなく自衛隊である。ところが、駐屯地はいずれも遠い（前頁表参照）。この現実をまのあたりにするならば、自衛隊削減どころかむしろ増強して、原発施設の近隣に新たな駐屯部隊を設置する必要性を痛感せざるを得ない。それが無理なら、十分な予算を投入して、ヘリコプターの配備など、原発防護担当部隊の徹底的な機動化が必要だろう。

そして何よりも、法制上の構造的欠陥がある。即ち、警察では対処できないことが判明し、治安出動が下令されなければ、自衛隊は出動できないのである。そのとき、既に武装勢力が施設に侵入し占拠、破壊が始まっていれば、万事休すではないか。以上、立地条件と警備の体制について述べたが、原発の設備そのものはどうか。原発を構成する主要施設は、原子炉建屋、タービン建屋、中央制御室のあるサージャイル建屋などである。そして、原子炉の

中での低濃縮ウランの核分裂による熱が水を沸騰させ、その蒸気でタービンを回し発電する仕組みである。また、原子炉を冷却するため、毎秒数百トンもの水を取水口から取り入れている。

実は原子炉そのものは、極めて堅固である。9・11同時多発テロ事件後、米国のエネルギー研究共同組織・電力研究所が発表したように、航空機の直撃を受けても原子炉は破壊されないという。しかし、「堅固なのは側面であって、その他に明らかに脆弱な部分がある」という重大な指摘が専門家の間にはある。

また中央制御室が、システムをバックアップする緊急回避盤を含めて占拠された場合、故意に原子炉制御を誤操作することにより、数時間で原子炉を暴走させるといわれている。武装工作員・特殊部隊が原発をターゲットにするなら、当然、原発に精通した要員を同行するだろう。原発の原理は万国共通だ。操作は可能なのである。

次に、冷却系統は、原子炉を停止しても、引き続き一定時間は冷却を続ける必要がある。しかし、取水ポンプ、発電機等、いずれも原発施設の外周部にあるため、外部からの攻撃対象になりやすい。そもそも、原発の安全確保の基本は、「止める（中央制御室、予備制御室）」「冷

やす（緊急冷却系各機器）」「閉じ込める（原子炉压力容器、原子炉格納容器）」だが、前述したように、いずれも万全とは言いがたいのである。

- したがって、武装工作員・特殊部隊による原発破壊の様子は、以下のように整理されるだろう。
- ◎ 炉心への直接攻撃↓格納容器破壊↓炉心崩壊
- ◎ 中央制御室占拠↓内的破壊（ソフトの誤操作）↓制御系統停止↓炉心崩壊
- ◎ 冷却系への直接攻撃↓冷却系統停止↓炉心崩壊

いずれにせよ、軍事訓練を受けたテロリストらの原発への侵入、占拠は、少数でも短時間に実施でき、原子炉の破壊や政府に対する恫喝など政治目的を達成することは可能である。

世界最強の戦闘能力

次に北朝鮮武装工作員・特殊部隊の実態と実力を検証しよう（次頁上図）。

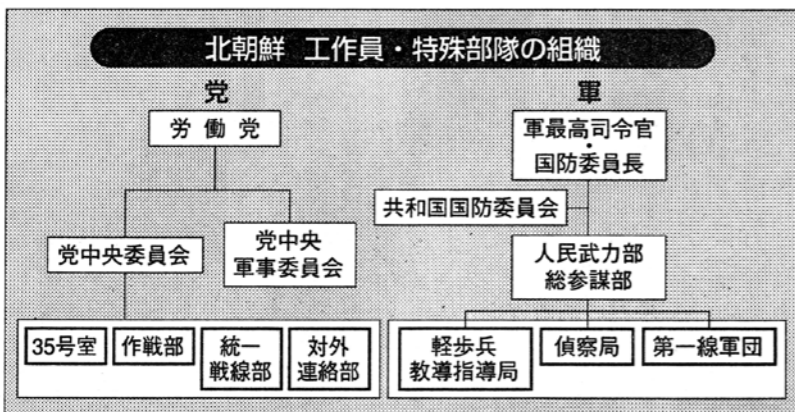
武装工作員は党に所属し、図・下段囲みの35号室、作戦部、統一戦線部、対外連絡部の四つのセクションに分散配置されている。そして、セクションごとに設定された目標に沿って行動するのである。重要なことは、工作員が単なるスパ

イではなく、軍の特殊部隊同様に有事のための武装訓練を充分に受けている点である。党の部隊が起こした主な事件は、大韓航空機爆破テロ事件（一九八七年）、亡命者銃撃事件・ユーゴ級潜水艦漂流事件（ともに一九九八年）である。

特殊部隊は軍に所属し、約十万人。図・下段囲みの軽歩兵教導指導局、偵察局、第一線軍団の三つのセクションに配置され、党における

工作員同様セクション別の目的達成のために行動する。軍の部隊が起こした主な事件は、青瓦台襲撃事件（一九六八年）、ラングーン爆弾テロ事件（一九八三年）、サンオ級潜水艦座礁事件（一九九六年）だ。

- 平時
- 対南工作のための条件作り
- 潜伏拠点および活動拠点の構築。日本人協力者の獲得。在日朝・韓



北朝鮮軍・特殊部隊兵士の能力	
記憶・判読	● 錯雑地形で1時間8kmを駆け足し、その間の地形地物を覚え帰り、地図上に8個以上を正確に表示
射撃	● 射距離70~150mから機関短銃30発を4秒以内に2回連射し、標的に全弾命中 ● 3回目は、射距離50mから拳銃3発を黒点標的に80%以上を命中
山岳機動	● 30kgの背嚢を背負って、8~10kmの登山距離を1時間以内に走破
水泳	● 各種水中活動を遂行しつつ、8時間連続して水泳
武術	● ボクシング：2回戦以内に相手をKO ● 撃術：煉瓦1枚以上を撃破
断食	● 5食を抜いて機関短銃を持って70km行軍
感覚	● 晴天時の透視能力は150m先まで肉眼で確認
	● 待ち伏せ者の息を殺した咳払いの音を約200mまで聴き取れる
	● 米軍兵士の体臭を100m離れて嗅ぎ取れる

国人の抱きこみ。工作員候補者の教育訓練実施。迂回浸透の経路地として活用。

- ・情報収集
- ・在日米軍基地。自衛隊駐屯地・基地、日米韓の政治・外交・経済。原発・ダム・空港等の戦略目標。
- ・その他
- ・日本人拉致、政界浸透、密輸、朝鮮総

- 有事
- テロ戦士として活用。
- 原発を含むライフラインの破壊等により日本国内にパニックを起こす。
- 《特殊部隊の任務》
- 偵察活動
- 戦略目標の破壊
- 治安、防衛の指揮組織・通信施設、滑

走路、石油貯蔵庫、ダム・原発等
○防護体制の妨害と土気低下
政府要人等の暗殺。後方地域の社会がく乱等

さて、その戦闘能力だが、一九六八（昭和四十三）年に起きた韓国大統領官邸・青瓦台襲撃事件で逮捕された特殊部隊員が、自らが受けた訓練について詳しく供述した（前頁下表）。まことに、すさまじい能力だ。北朝鮮の武装工作員・特殊部隊兵士一人で、列国一般兵士の十人分の戦闘能力を有する精強さだといわれている。

我が陸上自衛隊の能力はどうか。一例を挙げれば、「行進において、戦闘装備を携行し、一夜約四十キロの徒歩行進を行った後、戦闘行動が可能」というのが、一般隊員に要求される能力だ。さらにレンジャーについては、北朝鮮特殊部隊と同様に、記憶・判読、射撃、水泳、格闘の各分野について能力達成目標が定められているが、まさに列国並であるがゆえに北朝鮮特殊部隊に総合能力は及ばない。北朝鮮はこの戦闘能力に加えて、多くの要員に、攻撃対象国の言語・習慣や原発・各種コンピュータシステムの知識などの能力を持たせているといわれる。武装工作員及び特殊部隊が携行する武

施設直近に自衛隊を配備せよ

それでは、我が方はいかに対処するか。仮に幸いにも事前にも十分な情報があり、警察と自衛隊が特殊部隊の攻撃を共同して待ち受けるような状況であれば、自衛隊はあらかじめ原発構内の重要施設に隊員を配備し、防護・鎮圧も可能になるだろう。敵の装備によっては、戦車や高射部隊も配置する。そして警察は自衛隊の防護を受けながら、出入り口や近隣の

器を、これまでの事例や各種資料から予測してみよう（次頁表・写真）。下段は携行が確認された事件）。拳銃、小銃、機関銃、手榴弾は当然だが、対戦車ロケット砲（RPG-7V）、携帯式対空ミサイル（SA-7）、60ミリ軽迫撃砲等の重装備まで携行して攻撃をしかけてくるとみられる。警察の対処では不可能なことは、これだけでも明らかだ。しかも、いずれも全長一メートル前後で、釣り竿やゴルフクラブのバッグなどに隠して持ち運ぶことが可能なのである。

韓国における、北朝鮮潜水艦座礁事件での遺留品には、それらの武器の他、トランシーバー（日本製）、短波ラジオ（日本製）、偵察用機材（日本製ビデオカメラ、双眼鏡など）、潜水服と潜用水用装備、食糧・工具・日用品等、偽装用の民間人衣類及び韓国軍の戦闘服が含まれていた。彼らほどのように攻撃・侵攻してくるのか、「若狭原発群」のうち、七基の原発が集中する敦賀半島をみてみよう。いずれの原発もほぼ独立的に存在し、海に近く、主要道路はほぼ一本に限定されるという特徴を持つ。

したがって、陸からは、協力者（偽造パスポートにより公然と入国し平時から国内に潜伏している工作員。あるいは、

40ミリロケットランチャー (RPG-7V) 全長950ミリ	62ミリ機関銃 (PKM) 全長1060ミリ	自動小銃 (AKS-74) 全長690ミリ
		
各種事件	奄美大島沖事件ではPKS (三脚架搭載型) を装備	96・6 江陵沖潜水艦座礁・武装工作員侵入事件 98・6 東草沖潜水艦侵入事件 01・12 奄美大島沖武装工作員船事件
60ミリ軽迫撃砲 (中国製63式迫撃砲) 全長610ミリ	携帯式対空ミサイル (SA-7) 全長1400ミリ	各種破片手榴弾 (左端はロシア製 他は中国製)
		
	奄美大島沖事件では、一回り大きいSA-16を装備	68・1 青瓦台事件では自決用に使用 奄美大島沖事件では四角型 (転がり防止) も確認

検問・巡察を行なう。だが、そのようなケースは稀であろう。問題は、電撃的な攻撃にどう対処するかである。隠密行動、電撃攻撃こそ、特殊部隊の真骨頂だからだ。事の重大性に鑑みるならば、要求されるのは、一にも二にも、迅速性である。施設に突入されてからでは遅いのである。敵部隊の装備、態様、位置によっては、攻撃を待たずして先制攻撃を加え、殲滅する必要すらあるはずだ。ところが、自衛隊が迅速に対応できない幾つか

国内の反政府、親北勢力)の支援を得て、出入りの業者などを装い、偽装車両により接近し、攻撃する。あるいは、暗視眼鏡等を使用して夜間、山地からひそかに接近、攻撃する。

また海路については、工作母船から、工作子船、潜水艦や半潜水艇、ゴムボートや水中スクーターを駆使、あるいは部隊員が自ら潜水して、上陸を敢行するといったケースが予想される。

空からは、ハイジャックした航空機やヘリによる接近が考えられるが、早期に発見されやすい空路を使用する可能性は、陸や海より少ないだろう。

陸路や海路から侵攻してくる部隊の予想される規模は、拳銃等による軽武装の五〜六人のチーム、あるいは重装備の一個小隊(約五十人)程度。

軽武装ならば、警備員を人質に取り、人質を盾に中央制御室まで侵入・占拠し、制御システムの破壊、あるいは政治的要求を行なう。

重武装ならば、事前に十分な偵察を行なったうえで、火器を使用しつつ原発構内に突入するか、迫撃砲や対戦車火器を使用して外からの射撃のみで施設を破壊する。

自爆テロや生物・化学兵器による攻撃の可能性も見逃せない。

このような手続きがタイムラグを生むこともさることながら、最大の問題は、警察力では対処できない事態が生じた場合に、はじめて治安出動が検討される枠組みであることだ。既に事件は発生し、大被害を阻止できない状況になっている可能性が大である。

隙間を埋めるものとして、平成十三年、「治安出動下令前の武器を携行しての情報収集活動」が規定されたが、防衛庁長官と国家公安委員会との協議・閣議・総理承認といった手続きがあり、そのうえ、武器使用は隊員の自己防護に限られ、テロリストの制圧・殲滅はできない。同年創設の警護出動規定にしても、出動対象を自衛隊の施設または米軍の施設・区域に限ってしまった。この際、至急、諸規定の見直し、手続

きの簡略化が必要だ。
また前述したように、原発の至近距離に自衛隊配備が不可欠ではないのか。常時防護体制を実現すべきである。

十六年十一月、大野防衛庁長官が、北朝鮮からわが国に十分以内で到達するミサイルを迎撃するに際し、現行法制では対処が間に合わないとして、防衛出動発令について、「閣議決定などの省略、総理や防衛庁長官への権限付与、あるいは自衛隊の現場部隊指揮官に権限を付与する」旨の法改正を、本年の通常国会に提案する考えを示した。長い間、指摘され続けてきたことだ。遅きに失した感はあるが、何としても実現して欲しい。さらに次期中期防衛では削除されたが、ミサイル発射に対する抑止力としての敵基地攻撃能力の保持にも早急に踏み込むべきである。

この法改正に当っては、ミサイル迎撃への対処だけでなく、原発などの重要施設にも法制度改正の対象を広げ、治安出動発令手続き等の徹底的な簡略化をはかるべきである。元来の諸手続きは、特殊部隊を鎮圧した事後でいい。尚、侵攻者が北朝鮮特殊部隊であることが判明すれ

ば、防衛出動の発令も可能ではないか。
情報管理体制の見直しを急げ

いづれにせよ、政治の決断、とくに行政の最高責任者にして自衛隊最高司令官である総理の迅速な決断が不可欠である。警察や防衛庁・自衛隊などの役所同士に、面子のからだんだん権限の調整ゲームをやらせるようではタイムラグが生じ、国の安全は保てない。総理が迅速な決断を下せるよう補佐機能の整備が急務だ。治安出動についても、状況に応じて、警察第一義対応を省き、ただちに自衛隊に発令されることがあってよい。

そのためには、既に再三指摘してきたところだが、防衛・警察・海保・外務等すべての情報を一元的に集約し、分析・評価を加えたうえで、総理に二十四時間リアルタイムで伝達する機関の創設が必要である。

原発防護については、武装作業員の動向に関する情報を早期に入手し、総理官邸、防衛庁、陸・海・空、各自衛隊、警察・海保等の関係機関が共有しなければならぬ。工作船についても、衛星情

報や電波情報により、母国での出港準備の段階から把握する必要があるだろう。

また、官房長官を長とする事態対処専門委員会は、関係省庁局長の随時の集まりにすぎない。くわえて、常設の専門的事務局がなく、安保会議の事務局をつとめる安保担当内閣官房副長官補チームが兼務している有様だ。軍事専門家を多数加えた常設事務局を事態対処専門委員会に置くことが急務である。

また、総理に軍事専門家として助言する将官級の総理補佐官を新設し、総理秘書官に自衛隊制服組を加えることや、統幕議長を安保会議の正式メンバーとすることも、重ねて主張しておきたい。

また国内に潜入する作業員や、北朝鮮同調者への対策として、列国並にスパイ防止法の制定を実現しなければならぬ。拉致事件等で暗躍した作業員が逮捕されても、出入国管理令違反程度の罪で、起訴猶予や執行猶予付有罪判決で済む不条理には一刻も早く終止符を打つべきだ。

すべての必要な対策を、ただちに実行しなければならぬ。グズな政治家と官僚は国家・国民の敵である。

これも平和ボケ!

科学技術情報管理の無様

機密保護体制の確立を急げ

米田建三

今日も流出する機密・最先端情報

北朝鮮によるミサイル発射、核保有問題、日本人拉致事件の発覚、工作船事件等の一連の脅威、あるいは、尖閣列島事案にみる中国の露骨な領土的野心等を目の当たりにして、国民の安全保障に対する関心は、いつになく高まっている。

また、そのような時代の潮流を背景にしながら、ここ数年で、戦後の長い間、手かせ足かせで縛り付けられ、行動不能状態に置かれていた自衛隊についても、有事法制の成立、治安出動時の武器使用権限の強化、警護出動規定の創設、海上警備行動時における武器使用権限の整備など、まだ不十分な点はあるものの大き

な前進があった。

しかし、軍事転用が可能な先端技術や、宇宙開発関連技術の漏洩について、官民ともに依然として危機感が薄い状況は、極めて重大である。自国の安全を危うくするのみならず、日本は既に、大量破壊兵器関連技術の拡散国家になっているのではあるまいか。重要情報や技術の秘密保全に係わる実情を明らかにし、あ

るべき姿を検証する。
当局の摘発を受け、明るみに出ただけでも、機微技術の不正流出事件は、枚挙にいとまがない。最近の例をあげてみよう。

○東京・渋谷区の機械メーカーが、ミサ

イルの固形燃料開発に転用可能な超微粉碎機をイランと北朝鮮に不正輸出していた事件で、北朝鮮については、朝鮮総連傘下の「在日本朝鮮人科学技術協会」と朝鮮総連の非公然組織「学習組」の関与が判明。また、事実上の輸出先は人民武力部だった。

同事件で、イランについては、実際の輸出先は軍需企業グループと国立大学だったため、イランの国としての関与が疑われる。(平成十五年六月)

○北朝鮮と関係の深い日本の商社が、ミサイルに転用できる計測機器を、首都圏の機械メーカーに大量注文し、北朝鮮経由でシリアへの輸出を計画していたが、経産省の指導で阻止。北朝鮮とシリアは、アメリカがテロ支援国家に指定している。(平成十五年六月)

○核搭載ミサイルの弾道の安定化、核兵器開発のためのウラン濃縮に転用できる電気部品を、タイ向けと称して北朝鮮に輸出しようとした商社を警視庁が摘発。(平成十五年七月)

○北朝鮮が、ミサイル運搬や移動式発射台に転用できる日本製大型トレーラーの

輸出を、関係の深い日本企業に指示。経産省が阻止していた。(平成十五年八月)
 ○兵庫県警が、日本語学校設立認可の申請に際し、偽造書類を提出した中国人男性を逮捕。この男は日本の先端技術系大手企業の中国語講師。家宅捜索の結果、この男性が中国政府や軍とのつながりがあり、日頃の言動から、高度な技術情報入手のための非法な工作活動をしてきた疑いが濃い。男は起訴猶予処分帰国！(平成十五年十一月)

○神奈川県警外事課は、新潟県の貿易会社社長らを、核兵器開発に転用可能な電気機器を北朝鮮に不正に輸出した疑いで逮捕。(平成十六年一月)

これらの事件は、氷山の一角にすぎない。今日、現在も、重要技術や機密情報がズルズルと流出しているに違いない。最近の事件を振り返りながら、私は、あらためて怒りがこみあげてきた。「いったい、この国(日本)はどうなっているのだ」

わが国民を拉致し、ミサイルや核保有をちらつかせてわが国を恫喝している北朝鮮に、今でも軍事転用技術が流出しているのだ。わが国から経済支援を受けながら、ぬけぬけと軍事覇権大国をめざし、あまつさえ、尖閣列島をよこせと領土まで要求する中国のスパイが跳梁跋扈

しているのだ。

これはもはや、政治の怠慢以外の何物でもない。国家国民の安全をはかることを最大の使命とする、政治の不在としか言いようがないではないか。

平成十四年四月から、経済産業省は欧米で実施されている「キャッチ・オール規制」を導入した。大量破壊兵器の開発に使われるという情報があれば、輸出をストップできるといふものだ。また、本年二月九日、北朝鮮に対する経済制裁を可能にする「外国為替及び外国貿易法改正案」も、国会で成立した。

しかし、これだけで、膨大な機密情報や技術の漏洩・流出を阻止することはできない。

安全保障担当の当局幹部がこう語る。

「摘発されるのは、もともと当局がマークしていた、怪しい小さな企業や商社の輸出行為が中心。大企業がらみの場合、はじめから、そんなチョンボはしない。情報や技術の“大河”があるとすれば、“河口”で一部分が摘発されているにすぎないといえる。

“上流”の企業、研究施設、工場、官庁等で押さえなければダメだ。とくに、それらに所属し、情報や技術を持ち歩くヒトをきちつとコントロールする必要がある」

期的な保全教育を、さらに強化することになった。しかし、前述の在日米軍関連の法制にくらべれば、まだまだ緩やかであることは、歴然としている。

他省庁になると、格段にお粗末な実情にある。一般的な文書管理規定はあるものの、そもそも秘密指定制度が未整備なのである。防衛庁のように、数十万点の文書、装備、技術について、秘、極秘、機密と指定され、管理者、管理場所、管理の仕方まで決められているレベルとは、ほど遠い。

公務員について、一般的な公務上の秘密漏洩罪(一年以下の懲役、又は三万円以下の罰金)はあるものの、そもそも秘密文書が特定されないため、仮に秘密に値する文書を持ち出しても、漏洩者を罰することができないケースがある。

その結果、秘密保全意識を持つ職員は皆無に近く、極秘の公電を含む、秘密指定された文書すら民間企業等に無分別に流出し、「スパイ天国」の状況を呈している。危機管理担当の経験を持つ某官庁幹部が嘆く。

くわえて、内閣官房を含めた一般省庁の幹部秘書に、非常勤のアルバイトが多いことも問題である。公務員法の規制も受けず、身元が必ずしも明らかでない者が、重要書類を持ち歩いたり、コピーし

罰則の強化も含めた、諸外国並みの法整備が急務なのである。

スキだらけの官公庁

では、重要情報に係わるわが国の秘密保全体制の現状はどうなっているのか。まず、在日米軍関係の機密については、米国基準に配慮せざるをえないため、厳しい法制になっている。

《日米安保条約第六条に基づく刑事特別法》

・秘密の範囲—米軍の機密。

・対象 者—限定なし。一般国民も対象。

・罰 則—探知収集罪、漏洩罪(十年以下の懲役)。陰謀、教唆、扇動(五年以下の懲役)。

《日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法》

・秘密の範囲—米国から供与された装備品等(戦闘機や艦船等)の構造、性能等。

・対象 者—限定なし。一般国民も対象。

・罰 則—探知収集罪、漏洩罪(十年以下の懲役)。陰謀、教唆、扇動(五年以下の懲役)

・わが国はアメリカの装備品を国内でライセンス生産しているため、アメリカの

たりしているのである。

「女性秘書が突然いなくなったから、上司に聞いてみると、お腹が大きくなったので辞めたという。しかも、ちゃんと結婚したのかどうか、相手が誰だかまったくわからないという。これはもう、まともな国の役所じゃありませんよ」(前出・幹部)

官庁の清掃等を行う業者に対するチェックが甘いため、職員が休日出勤したところ、業者が臨時に雇った外国人が清掃作業をしていたなどというケースも、実際に発生しているのである。

イデオロギーにまみれた宇宙開発技術者たち

独立行政法人に至っては、さらにルーズである。見過ごすことができないのは、平成十五年度に、宇宙開発事業団、宇宙科学研究所、航空宇宙技術研究所の三機関が統合されてきた「独立法人・宇宙航空研究開発機構」の実態だ。

諸外国においては、あらゆる科学技術は国防技術であり、軍事技術と宇宙技術は当然、密接に関連するとの認識のもと、厳格な秘密保護法制を確立している。ロケット技術はただちにミサイル技術に転用されることがくわい、子供にも分

秘密保全基準に従うことが求められている。この基準はNATOにおける共通基準でもあり、グローバルスタンダードなのだ。

では、米軍関係以外の秘密保全法制はどうか。これがまさに、グローバルスタンダードとはほど遠いのである。

防衛庁は、平成十二年のH・三等海佐による在日ロシア大使館付武官に対する秘密漏洩事件の発生を受け、秘密保全体制の総点検を実施し、防衛秘密の制度の新設及びその漏洩の罰則強化等の法的措置を講じた。

《防衛秘密—自衛隊法96条の2、同122条》

・秘密の範囲—防衛秘密

・対象 者—防衛秘密を取り扱う者(防衛庁職員、防衛関連職務に従事する他省庁職員、契約業者等)

・罰 則—漏洩罪(五年以下の懲役)。共謀、教唆、扇動(三年以下の懲役)。これにより、未遂や過失漏洩等についても処罰が可能となり、スパイ行為における外部からの働きかけを、教唆、扇動として処罰することも可能になった。

こうして、各省庁の中でも唯一防衛庁だけが、明確な秘密保全制度を有し、そのため特別な組織、情報保全隊も持ち、以前から行っていた職員に対する定

かる話だ。

ところが、わが国では、宇宙の平和利用という美名のもと、宇宙空間の軍事目的の利用はしないという建前があるため、防衛庁が行っているような軍事戦略上重要な先端技術の管理制度がきわめて不十分であり、国益上、重大かつ致命的な事態に陥っている。

職員は公務員とみなされ、秘密保持義務はあるが、違反しても、罰則は一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金と、一般公務員並みに軽い。くわえて、同機構と連携している開発現場の民間企業関係者には、その縛りすらかからないことになっているのである。

旧NASDA(宇宙開発事業団)の前身である旧東大宇宙航空研究所は、新左翼の自主管理下に置かれていたという歴史的経緯から、宇宙技術関係者の構成についても、多くの技術者が新左翼・反体制派と思想的に近いとされ、反日、反軍事、反国益の立場から、情報収集衛星に反対し、「衛星が落ちたら結構だ」「日中共同でロケット開発を」などと、常軌を逸した発言をする者もいるという。

平成十五年五月の某紙に、宇宙科学技術界の大御所といわれる大物教授M氏が寄稿した。ちょうど情報収集衛星の二回目の打ち上げに向け、準備が進められようとする動きがあると聞く。…今、求められているのは、情報公開であって秘密保持ではない…」

おそらく彼のような人物が好きな中国をはじめ、世界のどの国でも、自国の持つ技術や情報の機密保護に大きなエネルギーをさいている現実を、何と見ているのであろうか。

これらの輩にくわえ、宇宙技術開発の現場に、外国の研究員が安易に招聘され、重要技術へのアクセスが容易になっている実態も注目すべきである。今日のルーズな体制で、身元調査等がきちんと行われているとは、考えにくい。

その結果、例えば北朝鮮のミサイル等の大量破壊兵器運搬技術が、実は研究開発の現場から流出している可能性すら、充分考えられるのである。

反故にされた 機密保護体制確立の合意

このような実態を踏まえ、米国同時多発テロ以降、H2Aロケットに使われる一部の米国製品について、米国政府から日本政府へ保全措置徹底の申し入れがあった。日本は、米国から移転されたロケット技術や部品について、米国の許可なく他国に移転しないという協約を米国

ているさなかであった。その趣旨は、「情報衛星の打ち上げは、宇宙開発の平和原則に反する。偵察という軍事目的を持ちながら、情報収集衛星だから平和原則に反しないと、政府は言いくくるめている」というものだ。

政府の言葉の詐術には私も不快感を持っていて。しかし、軍事目的の偵察衛星の存在が悪であると思いきこんでいるM教授の稚拙さには、激しい嫌悪感を抱かざるをえない。

そもそも、情報収集衛星の打ち上げは、北朝鮮によるミサイル発射に端を発したものである。すべてをアメリカに委ねるのではなく、わが国の主体的努力として、独自の偵察衛星を持つべきという考え方のもと、開発構想がスタートしたのである。だから、現行憲法といえども容認している自衛権を担保するものとして、偵察衛星を保有すると明言すべきだったのだ。

しかし、国会・官界内外において、まさに同教授のような伝統的戦後平和主義者の巻き返しに遭い、情報収集衛星は、わが国防衛上、一定の役割を担っているものの、「多目的化」という方針のもとに、本来の目的があいまいにされ、開発・運営・管理において防衛庁の存在が脇に追いやられて、機密保護など期待できな

と結んでいる。

その際、文部科学省、経済産業省、外務省等は、米国の申し入れを「お門違いのクレーム」とした。商業ロケットの分野で、日本が強力な競争相手に成長することを、米国が恐れている証左とみただめだ。

しかし、その反発は一方的で、身勝手すぎた。商業用ロケット市場で、競争相手になることを遠慮する必要はないが、まずは米国が懸念する機密保護体制をきちんと確立してみせることが、同盟国としてのあるべき姿だろう。このような対応は、大量破壊兵器関連技術の拡散防止に対する拒否行為とも受け取られかねない。

宇宙開発関連事業団の統合構想が浮上し、自民党内で議論が始まった頃、私は内閣府副大臣の職にあった。科学技術政策も所管事項のひとつだったのである。かねて、宇宙開発関連技術の機密保護体制の脆弱さに危惧を抱いていた私は、文部科学副大臣(当時)の渡海紀三郎代議士、自民党防衛政策検討小委員長(当時)の浜田靖一代議士と連携をとりつつ、担当の関係省庁官僚を招集し、協議にはいった。

私は次のように主張した。「宇宙開発関連技術・情報に関する機密

い左翼科学技術屋や、平和ボケ官僚のオモチャになってしまったのである。

さらに、M教授の論理で驚くべきは、平和原則が果たしてきた役割は?と問われ、「原則ができた69年は70年安保の直前。日本のロケットが急速に大型化した時期でもあり、外国、特に北朝鮮や中国がミサイルに発展することを懸念したことも影響したのだろう」と答えていることだ。

ミサイルや核兵器を開発あるいは保有し、わが国を恫喝している国々を警戒し、指弾する気持ちなど微塵もなく、むしろそれらの国々への遠慮を良しとしているのである。

科学技術の世界に、国際政治の現実や国益に無知・無関心な輩がいるという実例をもうひとつあげよう。自民党内で、宇宙開発技術の機密保持に関し懸念が高まり始めた頃、平成十四年十月二十四日の朝日新聞に、科学技術労働組合協議会議長Yの投書が掲載された。その趣旨はこうだ。あきらかに、機密保護強化の動きに対する反撃とみた。

「私の勤務している宇宙開発事業団などの宇宙三機関が統合される法案が明らかになった。この中に秘密保持義務の条項がある。…自民党内には、さらに原子力を含め科学技術全般に同様な規制をか

の保護は、その重大性において防衛秘密に匹敵する。契約先、あるいは技術移転先の民間も含めた秘密保全体制を作るべきである。また、秘密保持義務違反に対しては、防衛秘密並みの罰則をもって臨むべきである」

数度にわたるやりとりの結果、「宇宙開発関連事業団の統合法案には、タイムリミットがあるので、法案はいったん容認し、併せて秘密保全体制の確立を急ぐ」という妥協が成立したのである。

ところが、この合意は反故にされた。「技術流出防止のための政府統一指針を、大学、独立行政法人、民間企業などに周知徹底する」といった程度で、お茶を濁されてしまったのである。

秘密保持体制の確立に逡巡する側の言い草は、こうであった。「新法人関係以外の民間企業でも、宇宙関連の事業をやっているところがある。また、ロケット技術だけでなく、核兵器や生物兵器に転用できる民間技術はどうなるのか。膨大すぎて手が回らないのではないか」

まるで、「悪い子」は自分だけではない、他にも「悪い子」がいる。と言わんばかりだ。然り、わが国の現状に鑑み、すべての重要技術・情報についてチェックする体制作りが急務なのだ。不可能で

はない。他国はやっている。また、わが国には、防衛庁の秘密指定という膨大なサンプル・データがあるではないか。なぜ、連携しないのか。怠慢である。宇宙開発技術の機密保護体制の確立が遅々として進まない理由については、別の見方がある。それは、宇宙航空技術開発の世界に、長年の積弊として、官民学情報収集衛星の開発に係わった経験を持つある官僚が、こう打ち明ける。

「開発予算は、防衛庁を開発体制の力に外に置いたうえで、各技術を所管している文部科学、経済産業、総務などの各省に振り分けられるが、さらにその下にそれぞれの省に関係する特殊法人や公益法人がぶらさがる。これらを経由して、実際に衛星を作る民間企業に予算がたどり着くといった仕組みでした。不統一、非効率さきままりない」

厳格な機密保護体制が敷かれ、組織の隅々にまでチェックが及ぶと、ぶらさがり、もたれあい構造が崩壊するというわけだ。それが事実ならば、国益よりも私益を重んずる連中が、わが国独自の情報収集衛星という画期的な事業を食い物にしていることになる。早急に検証し直す必要がある。

スパイ・工作員は厳しく処罰せよ

ここで、諸外国の秘密保護法令をみてみよう(次頁の表参照)。いずれも、国家の重要機密情報の保護に対する強い決意がうかがえる。これらに比べたら、わが国がいかにか甘い体制にあるか一目瞭然だ。根本的な問題として、わが国に、戦後久しくスパイ防止の観念がなかった点がある。それが、罰則が甘くなる一因でもある。

技術情報と直接の関係はないが、過去に逮捕された北朝鮮工作員は、いずれも微罪で自由の身になっている。幾つか例を挙げておく。

平成十四年一月八日、二十六年前の久米裕さん拉致事件の容疑者として、北朝鮮工作員の大物が指名手配された。タイムラグの大きさもさることながら、さらに驚くべき事実がある。誘拐が実行された直後、拉致の実行に加わった実行犯で工作員の在日朝鮮人が石川県警に逮捕された。そして彼の自宅からは乱数表や暗号表などスパイグッズが押収された。ところが、本人はたかが出入国管理法違反で送検されただけで、しかも起訴猶予となっている。

また、昭和五十五年六月、兵庫県警が日本海岸で不審人物二人を逮捕。一人は

工作員教育を受けるため北に渡ろうとしていた在日韓国人。もう一人は案内役の工作員。例によって、自宅からスパイグッズが発見された。しかし、出入国管理令違反と外国人登録法違反の罪で懲役六月、執行猶予三年。つまり刑務所には行っていない。

さらに、昭和五十六年八月、秋田県警が日本海岸にいた不審な男三人のうち逃げ遅れた一人を逮捕。在日韓国人で、北で一カ月間の工作員教育を受け、工作船でもどってきた直後だった。出入国管理令違反で懲役十月、執行猶予二年。またも刑務所入所はなし。

その他、このような許しがたい例は、挙げ始めればきりがなし。冒頭で紹介した最近の機微技術不正流出事件でも、兵庫県警に逮捕された中国人の男は結局、起訴猶予となって堂々と帰国した。わが国とわが国民を害する目的を持った外国工作員やその協力者を、厳しく処罰する法律が必要なのである。それを怠るならば、わが国が無防備国家であることを宣言するに等しいでないか。

諸外国の秘密保護法令

国名	法律名	秘密の範囲(定義の一例)	スパイ行為に対する罰則(抜粋)
北朝鮮	●刑法 (1950年3月制定)	●「国家の重大な機密」とされている情報(第71条)	●国家の重大な機密情報の伝達
中国	●国家秘密保護法 (1989年5月制定) ●刑法 ●反革命処罰条例	●国務の重大な決定、国防建設及び武装勢力の活動、外交及び外事活動、国家安全活動及び刑事犯罪捜査等における秘密事項等(第8条)	●国家の重要な機密の漏えい ●内外の敵から派遣されて地下活動を行う者及び反革命的特務又は諜報組織を作り参加した者
ロシア	●刑法 (1996年6月制定)	●「情報」とは、個人等が国民の基本的利益を害する性質を帯びた情報、技術、物品、文書、データ又はファイル(第41-1条) ●「国防の秘密」とは、国防に關する情報、技術、物品、文書、データ又はファイルであつて、配布を制限する目的の保護措置の対象となるもの(第41-3条)	●国家の重要な機密の漏えい ●逆の兆候を欠く場合
フランス	●刑法 (1994年2月現在)	●「情報」とは、個人等が国民の基本的利益を害する性質を帯びた情報、技術、物品、文書、データ又はファイル(第41-1条) ●「国防の秘密」とは、国防に關する情報、技術、物品、文書、データ又はファイルであつて、配布を制限する目的の保護措置の対象となるもの(第41-3条)	●身分上又は職業上の秘密の所持者による国防の秘密の漏えい ●スパイ行為、国家秘密の漏えい等の逆行行為
ドイツ	●刑法 (1974年3月現在)	●限定された者のみが知るべきこと、かつドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国勢力に対して秘密にされるべき事実、物件又は知識(第93条)	●国家機密の外国への通報等により、ドイツの対外的安全に對して(特に)重大な不利益を及ぼす危険を惹起 ●国家機密の無権限者への漏えい等により、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を惹起
イギリス	●公務秘密法 (1939年制定)	●直接又は間接に敵を利用するための公務用暗号、符號、スケッチ、図面、模型、記事、覚書、文書又は情報(第1条)	●スパイ行為 ●秘密の漏えい
アメリカ	●合衆国法典 第18編 犯罪及び刑事手続 第37章 諜報及び検閲 (1999年5月現在)	●国防に關する書類、文書、暗号書、信号記号、スケッチ、写真、ネガ、設計図、図面、地図、模型、記録、器具、用材又は情報(第794条)	●国防情報の収集、移転又は紛失(第793条) ●外国政府を援助するための国防情報(第794条) ●防衛施設の撮影、スケッチ等(第795条) ●秘密の漏えい

※イギリス 秘密の範囲に左記を追加(2009年改正)
●立ち入ること、国防秘密が得られる場所

北朝鮮の核・ミサイル戦力の保有によって最も脅威を受けるのは日本である。米中口の三核保有国に対し、壊滅的報復を覚悟して北朝鮮が攻撃することはありえない。将来の統一を国家目標とする韓国に対しても、核を使用する可能性は極めて低い。いつか統一される朝鮮半島を含め、日本以外の北東アジア関係諸国はすべて核保有国となってしまった。

このままでは、やがて、日本は人畜無害国家として、周辺諸国の無理な要求を飲ませられ、当該諸国民が傍若無人に跳梁跋扈する「共同租界」になり下がるだろう。『正論2005年4月号』で私が論じたように、アメリカは強硬策を講じれば北朝鮮のミサイル・核開発を止めることが可能な「初期段階」において、北を見逃したのである。中東問題を抱え、対中国関係を考慮し云々と、アメリカ自身判断があつただろう。我が国にとって、初歩的とはいえ、北の核・ミサイル保有が致命的脅威となつても、当時のアメリカにとっては、北朝鮮の抑え込みは優先課題ではなかつたのだ。思え

アメリカが北朝鮮を見逃せば 日本は主体的抑止力(敵地攻撃力) 保有しか道はない

公益社団法人 国際経済交流協会 会長 米田 建三

北朝鮮が凶に乗って、まるで打ち上げ花火みたいに、ポンポンとミサイルを発射している。そして日本はといえば、「アメリカが北朝鮮を叩いてくれるかもしれない。でも、そうすると、報復攻撃で、日本にも何発か北のミサイルが飛んでくるかもしれない。ああ、困った困った」と、怪獣の陰に怯える子どものように官民あげて右往左往しているのだ。

アメリカは北を叩いて、脅威を取り除いてくれるのだろうか？ある自衛隊制服組出身の専門家がこう言った。

「アメリカはいつでも攻撃できる。米軍のいまの軍事力をもってすれば、38度線に沿って布陣する北朝鮮軍も、ミサイル発射基地も一挙に殲滅できる。いわゆる、在韓米人の避難などする必要はない。しかし、「潰しモレ」は否定できないから、日本に何発飛んで

くるか…」
際どいところなのだ。アメリカが本気になるのが遅かつたのである。「怒れる」大統領が出現したが、長年の誤った融和策の結果、北朝鮮はほんとうに危ない存在になった。

アメリカがどう出るか、不透明だが、有事はありうる。そんな情勢なのに、まともな避難訓練も行われていない。

国内で蜂起するであろう、敵と通じたゲリラ、コマンドへの対処は大丈夫なのか？ 各界に浸透しているスパイ対策は？ 課題山積である。

この国難を乗り越えるのは、やはり安倍政権しかあるまい。日本の自立と安全を妨げようとする内外の勢力は必死だ。安倍政権を貶める昨今のトリック報道も、その現れである。戦後総決算の総力戦が始まつたのだ。

ば、同盟国といえども、自国の利益と戦略を最優先するのであって、パートナー国の使用人ではない。万事アメリカ頼み一辺倒の日本は最大のピンチに陥つたが、アメリカの後手を非難する前に、主体的抑止力即ち自前の打撃力の整備を怠ってきた自己責任を、政官民あげて猛省すべきだ。防衛策には限界がある。迎撃ミサイルの命中率は100%ではないし、もともと、一斉に大量発射されたら対応する数がない。もし、攻撃すれば、報復を受けると相手に思わせる打撃力こそが、最大の抑止力だ。それは古今東西、軍事の鉄則である。

我が国防衛体制の根幹は、敵に対する打撃力はアメリカに委ねるといふ、主体性のないみつともないスキームである。では、いついかなる時でも、アメリカは日本のために戦うのか？ 自国領土が攻撃を受けるリスクを負つても、日本のために戦うのか？ 日本が壊滅され、アメリカにとつて「役立つ」だけの廃墟になつても、報復攻撃をしてくれるのか？ その絶対的保証がないとすれば日本の敵対国は日本攻撃の誘惑を捨てきれない。その不安から逃れるため、日本はただひたすらアメリカに頼り

続けるしかない。
もし、アメリカが北を叩かず、米本土を脅かさない限りにおいて北朝鮮の核武装を容認するならば…、次のような米中取引の「悪夢」が脳裏をよぎつた。
『中国は、アメリカの意向に沿って、北朝鮮がアメリカ領土への脅威にならないよう指導管理する。北朝鮮も核武装と体制容認によって満足する。また中国は、経済関係において、米国の要求に対し大幅に譲歩する。米国はそれらの劣に報いて、東シナ海、南シナ海における中国のさらなる覇権の拡大を容認し、尖閣列島強奪も黙認する。アメリカは米中共同支配のアジアにおいて、日本を永久に「軍事的保護国」とし、自主的な利益の追求をさせない。日本の離島の領有権を米中共同で否認し、日本の海洋権益(水産資源、海底鉱物資源など)の拡大を阻止する。北朝鮮の経済復興の資金は日本に出させる。ロシアも無害で便利な日本の存在を歓迎する…』
日本は、「専守防衛」の美名のもと、「他国に脅威を与えない」ことを国是としてきた。そのく

せ、他国への打撃力はアメリカに委ねるといふ、矛盾に満ちた、主体性のない欺瞞的な防衛体制をとつてきた。ようやく、敵基地(ミサイル発射)攻撃能力が議論され始めたが、本来は、日本に対する攻撃を発令する敵中樞部に対する攻撃力も必要なのである。
無様で脆弱な防衛体制の元凶は、言うまでもなく、専守防衛構想を生んだ、憲法9条の「解釈」である。9条は、「国権の拡大のための個別戦争禁止をうたつた、国連憲章の理念に沿つたものであり、必要十分なる自衛のための防衛力の保持を妨げない」と解釈し、国際標準国家へと一歩踏み出せばいいものを、制限的自衛権論の枠を超えずに時を経てきた。
憲法改正が望ましいが、時間がない。本来、自衛のための防衛力については、その質、量に関し、国際法上の制限はない。主権国家が自らの安保環境によって決定するものだ。その文脈で解釈変更は踏み切り、自前の抑止力即ち打撃力の強化をはかるべきだ。政治は現実対応を軸とした「必要性の論理」に貫かれるべきであり、現実と必要性を無視した「平和憲法信仰」の呪縛から日本は解き放たれなければならない。

(国際経済交流協会 事務局)

若手経営者の集い

次世代を担う若い経営者が会社や社会を導いていく知識や考え方を学ぶ場として、「若手経営者の集い」を開催している。

当協会 米田

会長の時局を交えた講義から始まり、食事をしながらの意見交換。毎回活発な質疑応答が交わされている。



TVK収穫祭



去る5月27日・28日、横浜でテレビ神奈川主催『TVK2017秋じゃないけど収穫祭』が開催され、昨年引き続

き、当協会 田邊利雄専務理事の発案でハンガリー、セルビアがブース出展した。両国大使も多忙のなか来訪。両国のワインをはじめとする特産品や工芸品に、多くの人が集まり賑わいを見せた。

国政推進政策懇話会

当協会の政策研究活動の一環として、昨年より「国政推進政策懇話会」を開催している。

懇話会は文部科学大臣、内閣官房長官などを歴任した河村建夫衆議院議員を講師に迎え、毎回、国内外に課題が山積している今を乗り越えるための専門的な知見を深めるのが狙いである。



公益社団法人 国際経済交流協会とは

日本には世界の経済を支えている技術や人材を擁する企業が沢山あります。残念なことにそうした企業の多くはほとんど人に知られる機会がありません。また各地域、各世代、各企業には活用されずに眠っている、人的・知的・組織的な「資産」が思いのほか多くあ

ります。日本はいま新しい時代の入り口に立っています。こうした潜在能力を秘めた企業や人が国の内外を問わず、自ら直接に乗り出し、活躍の場を得られる時代が始まっています。私たちはこうした企業と人の内外への発展を全面的に支援していきます。



公益社団法人
国際経済交流協会
International Economic Exchange Association

〒105-0014 東京都港区芝三丁目6番9号 芝公園プラザビル3F
TEL.03-6452-9178 FAX.03-6452-9179
設立 平成22年5月 URL <http://ieea.or.jp> MAIL info@ieea.or.jp

World Navi 2017年 秋号 Vol.24
企画・編集/
公益社団法人 国際経済交流協会
本紙の掲載記事の無断転写を禁じます。

直言

中国の領海侵犯や北朝鮮のミサイル問題により日本の安全保障や国際的立場などが話題になる機会が増えました。こうした危機意識の再確認は我々の生活を維持していくうえでとても大事なことであり、その判断には情報が重要になります。

しかし、我々がメディアから受け取る情報（ニュース）がすべてであるのかは疑問の余地を感じます。情報は正しいでしょうが、ある側面をクローズアップして、それがすべてであるかのような伝え方を感じる場面が少なからずあり、メディアにより恣意的な民意誘導がなされていないかと危惧を抱かれます。

現状では自分から適切な情報を探し出し、取捨選択しか手はありません。そしてこの大人たちの選択の積み重ねが子どもたちの未来に大きく影響するでしょう。

多くの人が過不足のない正確な情報により、日本にとってよりよい判断ができる状況が待ち望まれます。



公益社団法人
国際経済交流協会
代表理事
鈴木 丈真